

令和5年第8回南知多町議会定例会（初日） 議事日程

日 時 令和5年12月6日

午前9時30分

場 所 南知多町議場

日程第1		会議録署名議員の指名 番 番	
日程第2		会期の決定 12月6日～ 月 日 日間	
日程第3		町長諸般報告並びに提出案件の概要説明	
日程第4	報告第5号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（南知多町大字内海地内における交通事故））	報 告
日程第5	議案第54号	南知多町公告式条例の一部を改正する条例について	委員会付託 （総務建設）
日程第6	議案第55号	南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託 （総務建設）
日程第7	議案第56号	南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託 （総務建設）
日程第8	議案第57号	南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託 （総務建設）
日程第9	議案第58号	南知多町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託 （総務建設）
日程第10	議案第59号	南知多町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託 （総務建設）

日程第 11	議案第 60 号	南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	委員会付託 (文教厚生)
日程第 12	議案第 61 号	令和 5 年度南知多町一般会計補正予算 (第 7 号)	委員会付託 (文厚・総建)
日程第 13	議案第 62 号	令和 5 年度南知多町介護保険特別会計補正 予算 (第 2 号)	委員会付託 (文教厚生)
日程第 14	議案第 63 号	令和 5 年度南知多町師崎港駐車場事業特別 会計補正予算 (第 1 号)	委員会付託 (総務建設)
日程第 15	議案第 64 号	令和 5 年度南知多町水道事業会計補正予算 (第 2 号)	委員会付託 (総務建設)
日程第 16	議案第 65 号	令和 5 年度南知多町漁業集落排水事業会計 補正予算 (第 1 号)	委員会付託 (総務建設)
日程第 17	請願第 5 号	「介護保険制度の改善を求める意見書」の 提出を求める請願	委員会付託 (文教厚生)

報告第 5号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和 5年12月 6日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

専決第 6号

損害賠償の額の決定及び和解について

南知多町大字内海地内で発生した交通事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 5年 9月22日

南知多町長 石 黒 和 彦

1 相手方

2 事故の概要

令和5年8月17日午後3時35分頃、職員が南知多町大字内海地内の道路において、公用車を右折させる際に周囲の状況確認を怠り、公用車の左前方部を相手方が所有する家屋の外壁に接触させ、当該外壁を損傷させたものである。

3 損害賠償の額及び和解の内容

(1) 損害賠償の額 金12,000円

(2) 和解の内容

相手方に対し、事故に係る家屋外壁の修理代として上記損害賠償の金額を支払うこと。

議案第54号

南知多町公告式条例の一部を改正する条例について

南知多町公告式条例（昭和36年南知多町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5年12月 6日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町公告式条例の一部を改正する条例

南知多町公告式条例（昭和36年南知多町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次の」を「南知多町役場の」に改め、同項各号を削り、同条に次の1項を加える。

3 電磁的記録により条例を公布する場合は、前項の規定にかかわらず、町公式ホームページに設置した掲示場に掲示して行う。

第3条の見出し中「に関する準用」を「の公布」に改め、同条第1項を次のように改める。

規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び町長名を記入しなければならない。

第3条に次の1項を加える。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規則にこれを準用する。

第4条第1項中「記入して町長印をおさなければならない」を「記入しなければならない」に改め、同条第2項中「第2条第2項」の次に「及び第3項」を、「規程に」の次に「これを」を加える。

第5条第1項中「第2条」を「第3条」に、「、その他」を「その他」に改め、「ものに」の次に「これを」を加え、「町長」を「町長名」に改め、「する者」の次に「の名」を加え、同条第2項中「「町長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（南知多町財政状況の公表に関する条例の一部改正）

2 南知多町財政状況の公表に関する条例（昭和36年南知多町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「に定める掲示場に掲示して」を「及び第3項の規定の例により」に改める。

（南知多町監査委員に関する条例の一部改正）

3 南知多町監査委員に関する条例（昭和39年南知多町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「に規定する掲示場に掲示して」を「及び第3項の規定の例により」に改める。

（南知多町都市公園条例の一部改正）

4 南知多町都市公園条例（昭和55年南知多町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「に規定する掲示場に」を「及び第3項の規定の例により」に改める。

議案第54号 南知多町公告式条例の一部を改正する条例の提案理由の説明

1 改正の理由

行政手続のデジタル化及び効率化を推進する観点から、条例の公布等を町公式ホームページに設置した掲示場に掲示して行うことができるようにするため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

- (1) 条例の公布等を行う掲示場を集約する改正 (第2条第2項関係)
- (2) 条例の公布等を町公式ホームページに設置した掲示場に掲示して行うことができるようにする改正 (第2条第3項関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年1月1日

(2) 関係条例の一部改正

ア 南知多町財政状況の公表に関する条例（昭和36年南知多町条例第16号）の一部改正 (附則第2項関係)

イ 南知多町監査委員に関する条例（昭和39年南知多町条例第5号）の一部改正 (附則第3項関係)

ウ 南知多町都市公園条例（昭和55年南知多町条例第1号）の一部改正 (附則第4項関係)

南知多町公告式条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例の公布は、<u>南知多町役場の掲示場に掲示して行う。</u></p> <p>3 <u>電磁的記録により条例を公布する場合は、前項の規定にかかわらず、町公式ホームページに設置した掲示場に掲示して行う。</u></p> <p>(規則の公布)</p> <p>第3条 <u>規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び町長名を記入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の規則にこれを準用する。</u></p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 規則を除くほか、町長の定める規程を公表しようとするときは、制定又は公表の旨の前文、年月日及び町長名を<u>記入しなければならない。</u></p> <p>2 第2条第2項<u>及び第3項</u>の規定は、前項の規程にこれを準用する。</p> <p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 <u>第3条</u>の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則<u>その他</u>町の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条中「<u>町長名</u>」とあるのは「<u>当該機関又は当該機関を代表する者の名</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例の公布は、<u>次の掲示場に掲示して行う。</u></p> <p>(1) <u>大字豊浜字貝ヶ坪18番地</u></p> <p>(2) <u>大字内海字中之郷7番地の1</u></p> <p>(3) <u>大字大井字北側43番地</u></p> <p>(4) <u>大字篠島字浦磯5番地の1</u></p> <p>(5) <u>大字日間賀島字永峯1番地の1</u></p> <p>(規則に関する準用)</p> <p>第3条 <u>前条の規定は、規則に準用する。</u></p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 規則を除くほか、町長の定める規程を公表しようとするときは、制定又は公表の旨の前文、年月日及び町長名を<u>記入して町長印をおさなければならない。</u></p> <p>2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。</p> <p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 <u>第2条</u>の規定は、議会の会議規則、傍聴人取締規則、<u>その他</u>町の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条中「<u>町長</u>」とあるのは「<u>当該機関又は当該機関を代表する者</u>」と読み替えるものとする。</p>

新	旧
<p>2 前条の規定は、町の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。 この場合において、同条第1項中「町長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 前条の規定は、町の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。 この場合において、同条第1項中「町長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と「町長印」とあるのは「<u>当該機関印又は当該機関を代表する者の印</u>」と読み替えるものとする。</p>

南知多町財政状況の公表に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(公表の方法)</p> <p>第4条 財政状況の公表は、南知多町公告式条例（昭和36年南知多町条例第2号） 第2条第2項及び第3項の規定の例により行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(公表の方法)</p> <p>第4条 財政状況の公表は、南知多町公告式条例（昭和36年南知多町条例第2号） 第2条第2項に定める掲示場に掲示して行う。</p> <p>2 (略)</p>

南知多町監査委員に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(公表) 第8条 監査委員の行う公表は、南知多町公告式条例（昭和36年南知多町条例第2号）第2条第2項及び第3項の規定の例により行う。</p>	<p>(公表) 第8条 監査委員の行う公表は、南知多町公告式条例（昭和36年南知多町条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。</p>

南知多町都市公園条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(工作物等を保管した場合の公示事項等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、南知多町公告式条例(昭和36年条例第2号)第2条第2項及び第3項の規定の例により掲示すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(工作物等を保管した場合の公示事項等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、南知多町公告式条例(昭和36年条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

議案第 55 号

南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例について

南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 36 年
南知多町条例第 10 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 12 月 6 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年南知多町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第55号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第56号 南知多町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第57号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

以上3議案の提案理由の説明

1 改正の理由

人事院は、令和5年8月に民間給与との較差を埋めるため、俸給表の水準を平均1.1%引き上げるなどの給与勧告を行った。

これにより、本町においても、国家公務員の給与改定に併せ、議会議員及び特別職の職員の期末手当支給割合の改定並びに一般職の職員の給与改定を実施するため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

(1) 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (第6条第2項関係)

(2) 南知多町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 (第4条関係)

期末手当の支給割合について、令和5年12月期は0.1月分引き上げる。

なお、令和6年6月期及び12月期の支給割合については、均等にする。

区 分	6月期	12月期	合 計
令和5年度 期末手当	1.65月 (支給済み)	<u>1.75月</u> (現行1.65月)	<u>3.40月</u> (現行3.30月)
令和6年度 期末手当	<u>1.70月</u>	<u>1.70月</u>	3.40月

(3) 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

ア 給料表の改正

(別表第1及び別表第2関係)

初任給を始め若年層に重点を置いて給料月額を平均1.1%引き上げるため、別表第1及び別表第2の給料表をそれぞれ改正する。

イ 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正 (第20条及び第21条第2項関係)

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和5年12月期はそれぞれ0.05月分引き上げる。

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合について、令和5年12月期はそれぞれ0.025月分引き上げる。

なお、令和6年6月期及び12月期の支給割合については、均等にする。

(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員)

区 分	6月期	12月期	合 計
令和5年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	<u>1.25月</u> (現行1.20月)	<u>2.45月</u> (現行2.40月)
勤勉手当	1.00月 (支給済み)	<u>1.05月</u> (現行1.00月)	<u>2.05月</u> (現行2.00月)
令和6年度 期末手当	<u>1.225月</u>	<u>1.225月</u>	2.45月
勤勉手当	<u>1.025月</u>	<u>1.025月</u>	2.05月

(定年前再任用短時間勤務職員)

区 分	6月期	12月期	合 計
令和5年度 期末手当	0.675月 (支給済み)	<u>0.700月</u> (現行0.675月)	<u>1.375月</u> (現行1.35月)
勤勉手当	0.475月 (支給済み)	<u>0.500月</u> (現行0.475月)	<u>0.975月</u> (現行0.95月)
令和6年度 期末手当	<u>0.6875月</u>	<u>0.6875月</u>	1.375月
勤勉手当	<u>0.4875月</u>	<u>0.4875月</u>	0.975月

3 施行期日等

(1) 議案第55号及び議案第56号

公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(2) 議案第57号

公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第1条の規定（給料表の改正）による改正後の給与条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

第1条の規定（期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正）による改正後の給与条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額に、議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額に、議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、<u>100分の165</u>を乗じて得た額とする。</p>

南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額に、議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、<u>100分の170</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（任期が満限に達した者等にあつては、任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額に、議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。</p>

議案第56号

南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和36年南知多町条例第11号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5年12月 6日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例

第1条 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和36年南知多町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

南知多町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(給与の支給等)</p> <p>第4条 給与の支給等については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当については期末手当基礎額に、給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算し、<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与の支給等)</p> <p>第4条 給与の支給等については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当については期末手当基礎額に、給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算し、<u>100分の165</u>を乗じて得た額とする。</p>

南知多町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(給与の支給等)</p> <p>第4条 給与の支給等については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当については期末手当基礎額に、給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算し、<u>100分の170</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与の支給等)</p> <p>第4条 給与の支給等については、一般職の職員の例による。ただし、期末手当については期末手当基礎額に、給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算し、<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。</p>

議案第 57 号

南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

南知多町職員の給与に関する条例（昭和 37 年南知多町条例第 1 号）の一部を別紙
のとおり改正するものとする。

令和 5 年 12 月 6 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南知多町職員の給与に関する条例（昭和37年南知多町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条・第20条関係）

行政職給料表

職務の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	

11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400

35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	

59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	

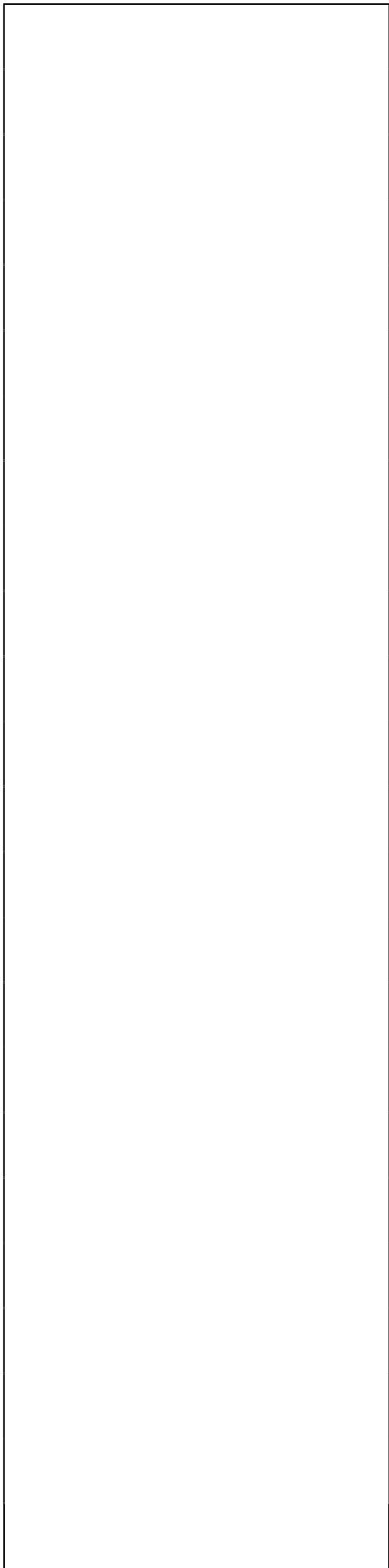
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			

備考 この表は、別表第2の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

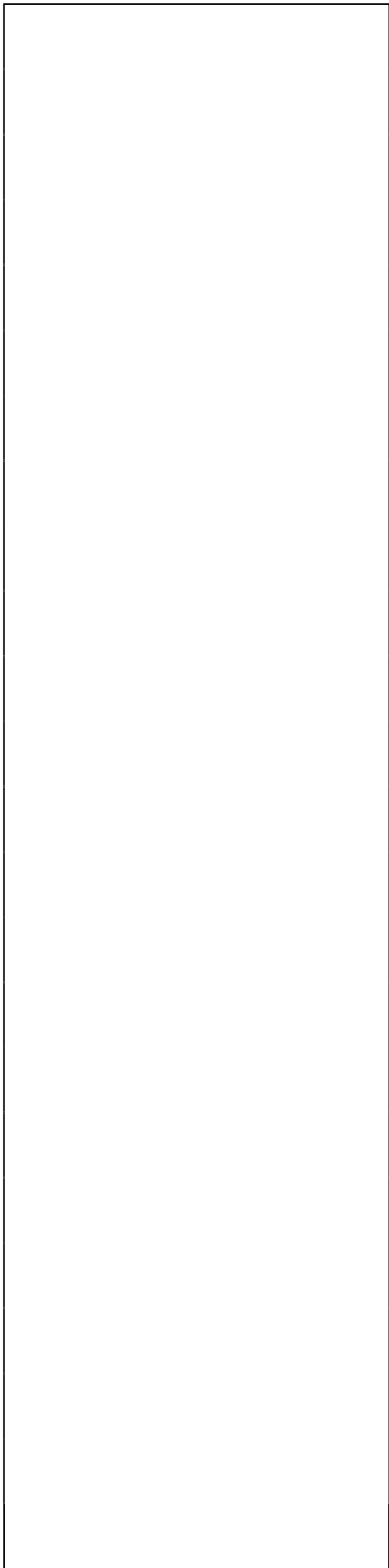
別表第2（第4条関係）

単純労務職給料表

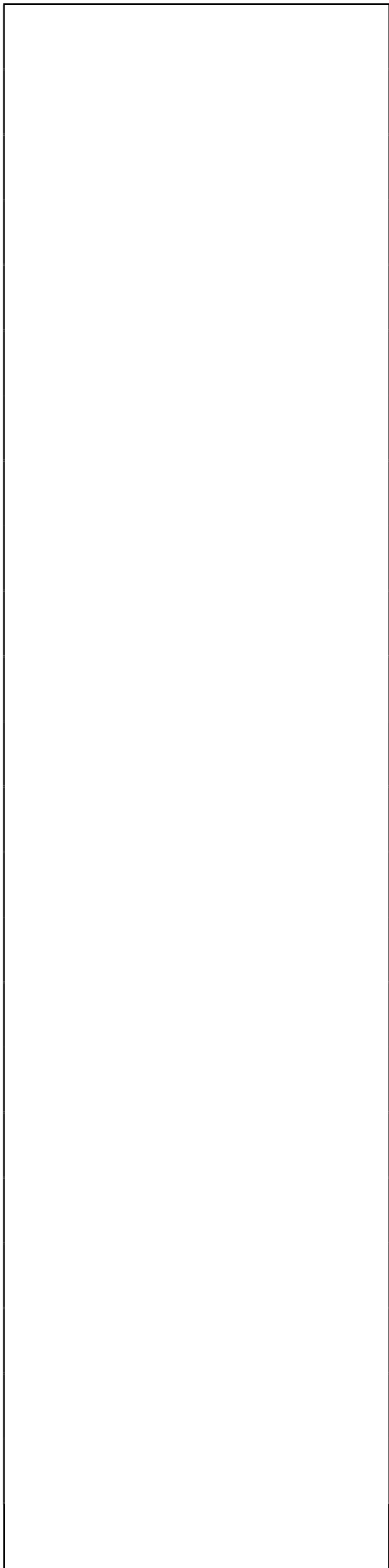
職員の区分	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円
	1	147,100	200,200
	2	148,100	201,200
	3	149,100	202,200
	4	150,100	203,000
	5	151,200	203,700
	6	152,300	205,200
	7	153,400	206,500
	8	154,400	207,600
	9	155,300	208,900
	10	156,400	209,600
	11	157,500	210,400
	12	158,600	211,100
	13	159,500	212,200
	14	160,600	213,100
	15	161,800	214,000
	16	162,900	214,800
17	164,000	215,700	



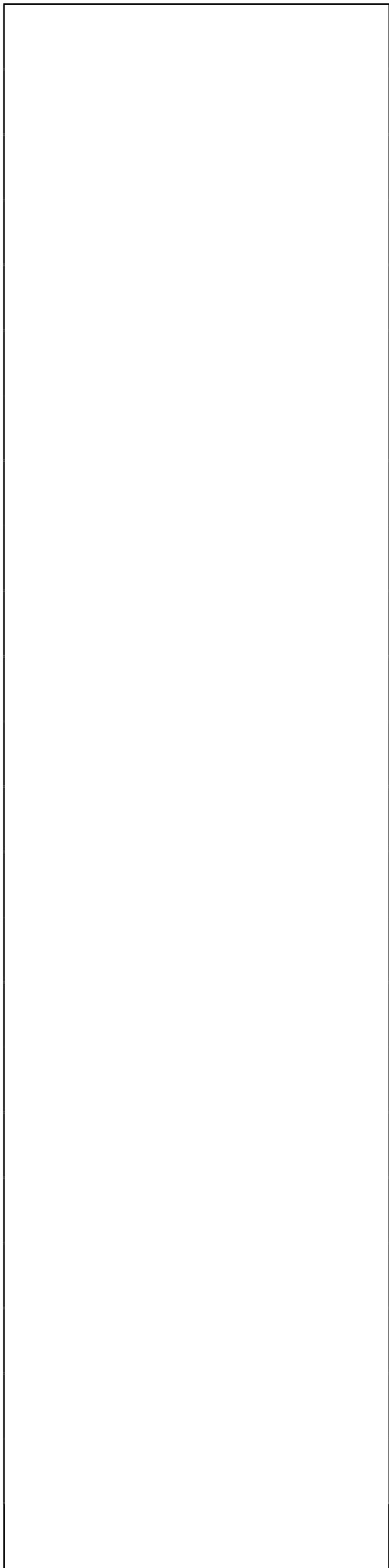
18	165,400	216,700
19	166,700	217,600
20	167,900	218,500
21	169,000	219,200
22	170,200	220,000
23	171,400	220,800
24	172,600	221,400
25	173,700	222,100
26	175,200	222,600
27	176,700	223,000
28	178,200	223,500
29	179,600	224,100
30	181,000	225,100
31	182,500	226,000
32	184,000	226,600
33	185,400	227,100
34	187,100	228,100
35	188,800	229,100
36	190,500	230,100
37	192,200	230,600
38	193,300	231,700
39	194,700	232,800
40	195,800	233,800
41	196,800	234,500



42	198,200	235,500
43	199,400	236,400
44	200,600	237,200
45	202,100	238,000
46	203,100	238,800
47	204,000	239,500
48	205,100	240,100
49	206,200	240,700
50	207,200	241,600
51	208,100	242,500
52	209,100	243,300
53	210,200	244,200
54	211,200	245,100
55	212,100	245,700
56	213,000	246,400
57	213,900	247,200
58	214,500	247,900
59	215,200	248,600
60	216,000	249,200
61	216,800	249,800
62	217,300	250,600
63	217,800	251,400
64	218,300	252,000
65	218,800	252,600



66	219,400	253,100
67	220,000	253,500
68	220,500	253,900
69	220,800	254,600
70	221,100	255,100
71	221,400	255,500
72	221,700	255,800
73	221,900	256,000
74	222,300	256,300
75	222,600	256,700
76	223,000	257,100
77	223,200	257,400
78	223,700	257,800
79	224,000	258,200
80	224,300	258,600
81	224,600	258,900
82	224,900	259,200
83	225,200	259,500
84	225,500	259,700
85	225,800	259,900
86	226,100	260,100
87	226,400	260,400
88	226,700	260,700
89	227,000	260,900



90	227,400	261,100
91	227,700	261,400
92	228,000	261,600
93	228,200	261,900
94	228,500	262,200
95	228,800	262,500
96	229,100	262,700
97	229,300	262,900
98	229,600	263,200
99	229,800	263,400
100	230,100	263,700
101	230,400	264,000
102	230,600	264,200
103	230,900	264,500
104	231,200	264,800
105	231,500	265,000
106	232,000	265,200
107	232,300	265,500
108	232,600	265,700
109	232,800	266,000
110	233,200	266,300
111	233,600	266,600
112	233,900	266,800
113	234,100	267,000

	114	234,600	267,300
	115	235,100	267,500
	116	235,600	267,700
	117	235,900	268,000
	118	236,300	268,300
	119	236,700	268,600
	120	237,000	268,900
	121	237,400	269,100
	122		269,300
	123		269,600
	124		269,900
	125		270,100
	126		270,300
	127		270,600
	128		270,900
	129		271,100
	130		271,300
	131		271,600
	132		271,900
	133		272,100
	134		272,300
	135		272,600
	136		272,900
	137		273,100

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額
		円	円
		194,600	205,700

第2条 南知多町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（南知多町職員の給与に関する条例（以下この条及び次条において「給与条例」という。）第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（給与条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

南知多町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～6 (略)</p>
<p>(勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～6 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額 3～6 (略)</p>
<p>別表第1及び別表第2 (略)</p>	<p>別表第1及び別表第2 (略)</p>

南知多町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。 4～6 (略)</p>
<p>(勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～6 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、町長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～6 (略)</p>

議案第 58 号

南知多町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について

南知多町災害派遣手当等の支給に関する条例（昭和 38 年南知多町条例第 5 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 12 月 6 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

南知多町災害派遣手当等の支給に関する条例（昭和38年南知多町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第58号 南知多町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する
条例の提案理由の説明

1 改正の理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の一部が改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の内容

- (1) 引用条文の変更に伴う改正 (第1条関係)
- (2) 感染症の発生及びまん延の初期段階から職員の派遣が可能になったことに伴う
派遣職員への手当の名称の改正 (第1条関係)

3 施行期日

公布の日

南知多町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条において準用する場合にあっては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法<u>第26条の8</u>において準用する場合にあっては<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>。以下同じ。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条において準用する場合にあっては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法<u>第44条</u>において準用する場合にあっては<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>。以下同じ。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

議案第59号

南知多町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例について

南知多町空家等の適正な管理に関する条例（平成25年南知多町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5年12月 6日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例

南知多町空家等の適正な管理に関する条例（平成25年南知多町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条中「管理不全な状態にあり、又は」を削り、「第14条第1項」を「第13条第1項」に改め、「助言又は」を削り、同条に次の1項を加える。

2 町長は、空家等が管理不全な状態にあると認めるときは、法第22条第1項の規定により、当該空家等の所有者等に対し、必要な措置に関し助言又は指導をすることができる。

第9条中「前条」の次に「第1項」を加え、「助言又は」を削り、「場合で、」の次に「当該」を加え、「ある」を「なるおそれ大きい」に、「第14条第2項」を「第13条第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 町長は、前条第2項の規定による助言又は指導を受けた者がその助言又は指導に従わない場合で、当該空家等の管理不全な状態が改善されないと認めるときは、法第22条第2項の規定により、当該空家等の所有者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第10条中「前条」の次に「第2項」を加え、「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第12条中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同条に次の3項を加える。

2 第10条の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなくて第8条第2項の助言若しくは指導又は第9条第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第10条に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、町長は、法第22条第10項の規定により、当

該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、町長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは町長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

3 町長は、災害その他非常の場合において、管理不全な状態にある空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、法第22条第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

4 前2項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。

第15条第1項中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月13日から施行する。

議案第59号 南知多町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の提案理由の説明

1 改正の理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）が令和5年12月13日に施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

(1) 既存の引用条文の条ずれに伴う改正等規定の整理

（第8条、第9条、第10条、第12条及び第15条関係）

(2) 災害その他非常時における代執行制度に関する規定の追加 （第12条関係）

3 施行期日

令和5年12月13日

南知多町空家等の適正な管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(助言又は指導)</p> <p>第8条 町長は、空家等が管理不全な状態になるおそれがあると認めるときは、<u>法第13条第1項</u>の規定により、当該空家等の所有者等に対し、必要な措置に関し指導をすることができる。</p> <p>2 町長は、<u>空家等が管理不全な状態にあると認めるときは、法第22条第1項の規定により、当該空家等の所有者等に対し、必要な措置に関し助言又は指導をすることができる。</u></p>	<p>(助言又は指導)</p> <p>第8条 町長は、空家等が<u>管理不全な状態にあり、又は管理不全な状態になるおそれがあると認めるときは、法第14条第1項</u>の規定により、当該空家等の所有者等に対し、必要な措置に関し<u>助言又は指導</u>をすることができる。</p>
<p>(勧告)</p> <p>第9条 町長は、<u>前条第1項</u>の規定による指導を受けた者がその指導に従わない場合で、<u>当該空家等が管理不全な状態になるおそれが大きいと認めるときは、法第13条第2項</u>の規定により、当該空家等の所有者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>2 町長は、<u>前条第2項の規定による助言又は指導を受けた者がその助言又は指導に従わない場合で、当該空家等の管理不全な状態が改善されないと認めるときは、法第22条第2項</u>の規定により、当該空家等の所有者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>	<p>(勧告)</p> <p>第9条 町長は、前条の規定による<u>助言又は指導</u>を受けた者がその<u>助言又は指導</u>に従わない場合で、空家等が<u>管理不全な状態にあると認めるときは、法第14条第2項</u>の規定により、当該空家等の所有者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>
<p>(命令)</p> <p>第10条 町長は、<u>前条第2項</u>の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、<u>法第22条第3項</u>の規定により、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。</p>	<p>(命令)</p> <p>第10条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、<u>法第14条第3項</u>の規定により、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう命ずることができる。</p>
<p>(代執行)</p> <p>第12条 町長は、第10条の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同条の期限までに完了する見込みがないときは、<u>法第22条第9項</u>の規定により行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。</p>	<p>(代執行)</p> <p>第12条 町長は、第10条の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同条の期限までに完了する見込みがないときは、<u>法第14条第9項</u>の規定により行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。</p>

新	旧
<p>2 <u>第10条の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなくて第8条第2項の助言若しくは指導又は第9条第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第10条に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、町長は、法第22条第10項の規定により、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、町長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは町長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>町長は、災害その他非常の場合において、管理不全な状態にある空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、法第22条第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずるとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。</u></p> <p>4 <u>前2項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第5条及び第6条の規定を準用する。</u></p> <p>(空家等対策協議会)</p> <p>第15条 町が管理不全な状態にある空家等又は当該空家等の所有者等に対し実施する措置についての調査審議及び法第7条に定める空家等対策計画に係る協議を行うため、南知多町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(空家等対策協議会)</p> <p>第15条 町が管理不全な状態にある空家等又は当該空家等の所有者等に対し実施する措置についての調査審議及び法第6条に定める空家等対策計画に係る協議を行うため、南知多町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第60号

南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

南知多町国民健康保険税条例（昭和36年南知多町条例第24号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5年12月 6日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南知多町国民健康保険税条例（昭和36年南知多町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額

当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第60号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由
の説明

1 改正の理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が令和5年5月19日に公布され、子育て世帯の負担軽減の観点から、令和6年1月より出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置が講じられることとなったため、現行条例の一部を改正する必要があるからである。

2 改正の主な内容

出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の軽減措置の追加
(第23条第3項関係)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年1月1日

(2) 適用区分

令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

南知多町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p><u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p><u>第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>その他町長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>	

議案第61号

令和5年度南知多町一般会計補正予算（第7号）

令和5年度南知多町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299,953千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,081,054千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和 5年12月 6日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		2,410,000	173,844	2,583,844
	1 地方交付税	2,410,000	173,844	2,583,844
14 国庫支出金		699,850	50,355	750,205
	1 国庫負担金	418,417	50,355	468,772
15 県支出金		619,318	19,705	639,023
	1 県負担金	235,557	19,380	254,937
	2 県補助金	339,503	325	339,828
19 繰越金		192,079	74,649	266,728
	1 繰越金	192,079	74,649	266,728
21 町債		191,614	△18,600	173,014
	1 町債	191,614	△18,600	173,014
歳入合計		7,781,101	299,953	8,081,054

歳出

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		82,869	△2,249	80,620
	1 議会費	82,869	△2,249	80,620
2 総務費		1,304,381	△1,787	1,302,594
	1 総務管理費	1,107,891	4,991	1,112,882
	2 徴税費	124,855	△430	124,425
	3 戸籍住民基本台帳費	56,993	△1,402	55,591
3 民生費		2,373,651	276,759	2,650,410
	1 社会福祉費	1,672,041	272,274	1,944,315
	2 児童福祉費	701,610	4,485	706,095
	4 選挙費	9,080	△4,946	4,134
4 衛生費		1,112,197	2,664	1,114,861
	1 保健衛生費	789,002	6,621	795,623
	2 清掃費	323,195	△3,957	319,238
6 農林水産業費		343,821	3,287	347,108
	1 農業費	141,819	3,192	145,011
	3 水産業費	192,767	95	192,862
7 商工費		230,459	418	230,877
	1 商工費	230,459	418	230,877
8 土木費		280,660	493	281,153

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 土木管理費	112,001	△1,288	110,713
	4 港湾費	8,908	1,474	10,382
	5 都市計画費	38,375	307	38,682
9 消防費		487,748	76	487,824
	1 消防費	487,748	76	487,824
10 教育費		760,626	20,292	780,918
	1 教育総務費	189,058	△8,968	180,090
	2 小学校費	95,363	21,125	116,488
	3 中学校費	149,102	6,712	155,814
	4 社会教育費	104,128	△221	103,907
	5 保健体育費	222,975	1,644	224,619
11 災害復旧費		31,945	0	31,945
	1 農林水産施設災害復旧費	22,260	0	22,260
	2 公共土木施設災害復旧費	9,684	0	9,684
歳 出 合 計		7,781,101	299,953	8,081,054

第2表 債務負担行為
(追加)

事項	期間	限度額
放課後児童健全育成事業 自動車運転業務委託事業	令和6年度	1,144千円
南知多中学校通学用バス借上げ 及び運行業務委託事業	令和6年度	51,025千円
南知多中学校通学用バス運転業務 委託事業	令和6年度	8,184千円
南知多中学校通学用福祉車両運転業務 委託事業	令和6年度	2,376千円
内海小学校通学用バス運転業務委託事 業	令和6年度	3,564千円
豊浜小学校通学用バス運転業務委託事 業	令和6年度	3,564千円
みさき小学校通学用バス運転業務委託 事業	令和6年度	10,692千円
離島中学生通学輸送業務委託事業	令和6年度	4,491千円
離島中学生通学用船舶借上業務事業	令和6年度	3,369千円
中学生交流促進高速船無償化委託事業	令和6年度	2,281千円
学校給食配送業務委託事業	令和6年度	5,280千円

第3表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
みさき小学校消防施設整備事業	千円 800	普通貸借 又は 証券発行	年利4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借り換えすることができる。
道路橋りょう施設災害復旧事業(単独)	4,100			
農業用施設災害復旧事業(単独)	400			
計	5,300			

令和5年度南知多町一般会計

補正予算(第7号)に関する説明書

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公用車購入事業	千円 4,600	普通貸借 又は 証券発行	年利4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借り換えすることができる。	千円 0	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)
コミュニティバス購入事業	19,300				0			
計	23,900				0			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款
10 地方交付税
14 国庫支出金
15 県支出金
19 繰越金
21 町債
歳 入 合 計

(△印は減)(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
2,410,000	173,844	2,583,844
699,850	50,355	750,205
619,318	19,705	639,023
192,079	74,649	266,728
191,614	△18,600	173,014
7,781,101	299,953	8,081,054

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費	82,869	△2,249	80,620
2 総務費	1,304,381	△1,787	1,302,594
3 民生費	2,373,651	276,759	2,650,410
4 衛生費	1,112,197	2,664	1,114,861
6 農林水産業費	343,821	3,287	347,108
7 商工費	230,459	418	230,877
8 土木費	280,660	493	281,153
9 消防費	487,748	76	487,824
10 教育費	760,626	20,292	780,918
11 災害復旧費	31,945		31,945
歳 出 合 計	7,781,101	299,953	8,081,054

(△印は減)(単位:千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△2,249
	△23,900		22,113
58,140			218,619
			2,664
325			2,962
			418
			493
			76
	800		19,492
11,595	4,500		△16,095
70,060	△18,600		248,493

2 歳 入

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	2,410,000	173,844	2,583,844
計	2,410,000	173,844	2,583,844

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	311,411	38,760	350,171
3 災害復旧費国庫負担金	0	11,595	11,595
計	418,417	50,355	468,772

15 款 県支出金

1 項 県負担金

1 民生費県負担金	235,534	19,380	254,914
計	235,537	19,380	254,937

15 款 県支出金

2 項 県補助金

4 農林水産業費県補助金	100,472	325	100,797
計	339,503	325	339,828

19 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	192,079	74,649	266,728
計	192,079	74,649	266,728

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	173,844	普通交付税	173,844

1 社会福祉費負担金	38,760	障害者総合支援給付費	38,760
1 災害復旧費国庫負担金	11,595	災害復旧費国庫負担金	11,595

1 社会福祉費負担金	19,380	障害者総合支援給付費	19,380
------------	--------	------------	--------

1 農業費補助金	325	被災農業者営農支援事業費	325
----------	-----	--------------	-----

1 繰越金	74,649	繰越金	74,649
-------	--------	-----	--------

10 款 地方交付税

14 款 国庫支出金

15 款 県支出金

19 款 繰越金

2 1 款 町債

1 項 町債

目	補正前の額	補正額	計
1 総務債	25,100	△23,900	1,200
5 教育債	5,200	800	6,000
7 災害復旧債	8,800	4,500	13,300
計	191,614	△18,600	173,014

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務管理債	△23,900	公用車購入事業債 △4,600 コミュニティバス購入事業債 △19,300
6 小学校債	800	みさき小学校消防設備整備事業債 800
1 公共土木施設 災害復旧債	4,100	道路橋りょう施設災害復旧債(単独) 4,100
2 農林水産施設 災害復旧債	400	農業用施設災害復旧債(単独) 400

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	82,869	△2,249	80,620				△2,249
計	82,869	△2,249	80,620	0	0	0	△2,249

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	△1,236	●議員給与費(議会事務局)	361
		3職員手当等	(361)
3 職員手当等	△596	議員期末手当	361
		●職員給与費	△2,610
4 共済費	△417	2給料	(△1,236)
		職員給	△1,236
		3職員手当等	(△957)
		管理職手当	△506
		通勤手当	273
		時間外勤務手当	49
		期末手当	△288
		勤勉手当	△300
		退職手当組合負担金	△185
		4共済費	(△417)
		職員共済組合負担金	△417

2 款 総務費

1 項 総務管理費

1 一般管理費	384,443	8,896	393,339				8,896
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

2 給料	△674	●特別職及び職員給与費	8,896
		2給料	(△674)
3 職員手当等	3,824	職員給	△674
		3職員手当等	(3,824)
4 共済費	5,746	扶養手当	526
		住居手当	291
		通勤手当	△486
		時間外勤務手当	752
		期末手当	1,003
		勤勉手当	795
		児童手当	215
		退職手当組合負担金	728
		4共済費	(5,746)
		職員共済組合負担金	5,198
		再任用職員社会保険料	548

1 款 議会費 2 款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 財産管理費	40,320	△3,905	36,415		△4,600 町債		695
14 公共交通対策事業費	145,941	0	145,941		△19,300 町債		19,300
計	1,107,891	4,991	1,112,882	0	△23,900	0	28,891

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
17 備品購入費	△3,905	●財産一般管理費(総務課) 17備品購入費 公用車 財源更正
		△3,905 (△3,905) △3,905

2 款 総務費

2 項 徴税费

1 税務総務費	96,844	△430	96,414				△430
計	124,855	△430	124,425	0	0	0	△430

2 給料	△1,192	●職員給与費 2給料 3職員手当等 4共済費 職員共済組合負担金	△430 (△1,192)
3 職員手当等	852		職員給 △1,192 (852)
4 共済費	△90		扶養手当 75
			住居手当 348 通勤手当 66 時間外勤務手当 682 期末手当 79 勤勉手当 △233 退職手当組合負担金 △165 4共済費 (△90) 職員共済組合負担金 △90

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	56,993	△1,402	55,591				△1,402
-------------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

2 給料	△958	●職員給与費 2給料 3職員手当等 4共済費	△1,402 (△958)
3 職員手当等	△178		職員給 △958 (△178)
4 共済費	△266		扶養手当 402 住居手当 △300

2 款 総務費

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
計	56,993	△1,402	55,591	0	0	0	△1,402

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		通勤手当 335
		時間外勤務手当 223
		休日勤務手当 10
		期末手当 22
		勤勉手当 171
		退職手当組合負担金 29
		4共済費 (266)
		職員共済組合負担金 266

2 款 総務費

4 項 選挙費

2 県議会議員 選挙費	8,826	△4,946	3,880				△4,946
計	9,080	△4,946	4,134	0	0	0	△4,946

3 職員手当等	△4,946	●職員給与費	△4,946
		3職員手当等	(4,946)
		時間外勤務手当	△4,653
		管理職員特別勤務手当	△293

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総 務費	61,802	12,115	73,917				12,115
---------------	--------	--------	--------	--	--	--	--------

2 給料	5,709	●職員給与費	12,115
		2給料	(5,709)
3 職員手当等	4,826	職員給	5,709
		3職員手当等	(4,826)
4 共済費	1,580	管理職手当	638
		扶養手当	300
		通勤手当	44
		時間外勤務手当	131
		期末手当	1,634
		勤勉手当	1,502
		退職手当組合負担金	577
		4共済費	(1,580)
		職員共済組合負担金	1,580

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 国民年金費	8,013	△5,206	2,807				△5,206
4 国民健康保険費	212,885	△111	212,774				△111
5 社会福祉医療費	531,803	21,651	553,454				21,651

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△2,086	●職員給与費 2給料 △2,086
3 職員手当等	△2,062	職員給 △2,086 3職員手当等 (△2,062)
4 共済費	△1,058	通勤手当 △273 期末手当 △622 勤勉手当 △552 退職手当組合負担金 △615 4共済費 (△1,058) 職員共済組合負担金 △1,058
2 給料	△1,249	●職員給与費 2給料 (△1,249)
3 職員手当等	790	職員給 △1,249 3職員手当等 (790)
4 共済費	348	管理職手当 506 扶養手当 78 通勤手当 △216 期末手当 79 勤勉手当 201 退職手当組合負担金 142 4共済費 (348) 職員共済組合負担金 348
2 給料	△309	●子ども医療費(保険年金室) 11役務費 (98)
3 職員手当等	474	審査支払手数料 98 19扶助費 (10,685)
4 共済費	63	子ども医療給付費 10,685
11 役務費	98	●後期高齢者福祉医療費(保険年金室) 19扶助費 (10,640) 後期高齢者福祉医療給付費 10,640
19 扶助費	21,325	●職員給与費 2給料 (△309) 職員給 △309 3職員手当等 (474)

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
6 介護保険費	341,454	△2,723	338,731				△2,723
7 障害者福祉費	346,569	88,121	434,690	58,140 国庫支出金			29,981
				38,760 県支出金			
				19,380			

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
		住居手当	240
		通勤手当	△69
		休日勤務手当	42
		期末手当	67
		勤勉手当	190
		退職手当組合負担金	4
		4共済費	(63)
		職員共済組合負担金	63
2 給料	△2,031	●職員給与費	△2,723
		2給料	(△2,031)
3 職員手当等	△5	職員給	△2,031
		3職員手当等	(△5)
4 共済費	△687	扶養手当	△258
		通勤手当	△238
		時間外勤務手当	1,629
		期末手当	△483
		勤勉手当	△299
		退職手当組合負担金	△356
		4共済費	(△687)
		職員共済組合負担金	△687
12 委託料	1,100	●障害者援護事業費(住民福祉課)	557
		19扶助費	(557)
18 負担金、補助及び交付金	4,549	障害者交通費扶助	557
		●障害者総合支援事業費(住民福祉課)	87,564
		12委託料	(1,100)
19 扶助費	82,077	障害福祉サービスシステム改修業務委託料	1,100
		18負担金、補助及び交付金	(4,549)
22 償還金、利子及び割引料	395	相談支援事業費負担金	4,549
		19扶助費	(81,520)
		介護給付費(訓練等給付含む)	77,521
		障害児通所給付費等	3,999
		22償還金、利子及び割引料	(395)
		国庫支出金等返還金	395

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9 電力・ガス ・食料品等 価格高騰重 点支援給付 金給付事業 費	71,031	158,427	229,458				158,427
計	1,672,041	272,274	1,944,315	58,140	0	0	214,134

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	759	●電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費(住民福祉課) 157,668
10 需用費	260	10 需用費 (260) 消耗品費 30
11 役務費	945	印刷製本費 230 11 役務費 (945)
12 委託料	2,463	郵便料 692 振込手数料 253
18 負担金、補助 及び交付金	154,000	12 委託料 (2,463) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付システム改修業務委託 料(追加分) 2,463 18 負担金、補助及び交付金 (154,000) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加分) 154,000
		●職員給与費 759
		3 職員手当等 (759) 時間外勤務手当 759

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総 務費	218,324	△1,168	217,156				△1,168
2 児童運営費	457,011	△1,114	455,897				△1,114

2 給料	△647	●職員給与費 1,168 2 給料 (△647)
3 職員手当等	△347	職員給 △647 3 職員手当等 (△347)
4 共済費	△174	扶養手当 △258 通勤手当 182 期末手当 △135 勤勉手当 △39 退職手当組合負担金 △97 4 共済費 (△174) 職員共済組合負担金 △174
2 給料	△3,883	●保育所一般管理費(健康子育て室) 1,233 12 委託料 (563)

3 款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
7 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	16,159	6,767	22,926				6,767
計	701,610	4,485	706,095	0	0	0	4,485

4款 衛生費

1項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	110,274	△3,539	106,735				△3,539
-----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	2,108	施設型給付費委託料(篠島保育園)	563
		22償還金、利子及び割引料	(670)
4 共済費	△572	国県支出金等返還金	670
		●職員給与費	△2,347
12 委託料	563	2給料	(△3,883)
		職員給	△3,883
22 償還金、利子及び割引料	670	3職員手当等	(2,108)
		住居手当	△162
		通勤手当	779
		期末手当	692
		勤勉手当	1,084
		退職手当組合負担金	△285
		4共済費	(△572)
		職員共済組合負担金	△572
3 職員手当等	3	●低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費(健康子育て室)	6,764
		22償還金、利子及び割引料	(6,764)
		国県支出金等返還金	6,764
		●職員給与費(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費)	3
		3職員手当等	(3)
		時間外勤務手当	3

2 給料	△1,629	●職員給与費	△3,539
		2給料	(△1,629)
3 職員手当等	△1,201	職員給	△1,629
		3職員手当等	(△1,201)
4 共済費	△709	扶養手当	△198
		住居手当	△270
		通勤手当	△51

3款 民生費 4款 衛生費

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 予防費	192,030	38,911	230,941				38,911
4 母子衛生費	13,525	600	14,125				600
5 知多南部衛生組合費	434,003	△29,351	404,652				△29,351
計	789,002	6,621	795,623	0	0	0	6,621

4款 衛生費

2項 清掃費

1 じん荼処理費	165,059	△3,957	161,102				△3,957
----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		時間外勤務手当 △1,413 期末手当 80 勤勉手当 470 退職手当組合負担金 181 4共済費 (△709) 職員共済組合負担金 △709
3 職員手当等	12	●予防接種事業費(健康子育て室) 38,899 22償還金、利子及び割引料 (38,899)
22 償還金、利子及び割引料	38,899	国県支出金等返還金 38,899 ●職員給与費(新型コロナウイルスワクチン接種事業費) 12 3職員手当等 (12) 休日勤務手当 12
19 扶助費	500	●母子保健事業費(健康子育て室) 600 19扶助費 (500)
22 償還金、利子及び割引料	100	未熟児養育医療給付費 500 22償還金、利子及び割引料 (100) 国県支出金等返還金 100
18 負担金、補助及び交付金	△29,351	●知多南部衛生組合分担金(環境課) △29,351 18負担金、補助及び交付金 (△29,351) 知多南部衛生組合分担金 △29,351

2 給料	△1,528	●職員給与費 △3,957 2給料 (△1,528)
3 職員手当等	△1,905	職員給 △1,528 3職員手当等 (△1,905)
4 共済費	△524	管理職手当 △506 扶養手当 △318 住居手当 212

4款 衛生費

4款 衛生費

2項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	323,195	△3,957	319,238	0	0	0	△3,957

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
		通勤手当 183
		時間外勤務手当 36
		期末手当 457
		勤勉手当 458
		退職手当組合負担金 231
		4共済費 (524)
		職員共済組合負担金 524

6款 農林水産業費

1項 農業費

2 農業総務費	30,671	2,641	33,312				2,641
3 農業振興費	44,988	551	45,539	325 県支出金			226
計	141,819	3,192	145,011	325	0	0	2,867

2 給料	800	●職員給与費	2,641
		2給料	(800)
3 職員手当等	1,473	職員給	800
		3職員手当等	(1,473)
4 共済費	368	管理職手当	507
		通勤手当	104
		期末手当	344
		勤勉手当	374
		退職手当組合負担金	144
		4共済費	(368)
		職員共済組合負担金	368
1 報酬	100	●農業振興対策事業費(産業振興課)	551
		1報酬	(100)
10 需用費	1	会計年度任用職員報酬	100
		10需用費	(1)
18 負担金、補助 及び交付金	450	消耗品費	1
		18負担金、補助及び交付金	(450)
		被災農業者営農支援事業費補助金	450

6 款 農林水産業費
3 項 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 水産業総務費	26,778	95	26,873				95
計	192,767	95	192,862	0	0	0	95

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△36	●職員給与費 2給料 (△36)
3 職員手当等	23	職員給 △36 3職員手当等 (23)
4 共済費	108	休日勤務手当 1 期末手当 77 勤勉手当 △49 退職手当組合負担金 △6 4共済費 (108) 職員共済組合負担金 108

7 款 商工費
1 項 商工費

1 商工総務費	24,700	418	25,118				418
計	230,459	418	230,877	0	0	0	418

2 給料	266	●職員給与費 2給料 (266)
3 職員手当等	704	職員給 266 3職員手当等 (704)
4 共済費	△552	扶養手当 △60 住居手当 144 通勤手当 104 時間外勤務手当 269 期末手当 118 勤勉手当 89 退職手当組合負担金 40 4共済費 (△552) 職員共済組合負担金 △552

8 款 土木費
1 項 土木管理費

1 土木総務費	112,001	△1,288	110,713				△1,288
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

2 給料	△673	●職員給与費 2給料 (△673)
------	------	----------------------

6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費

8 款 土木費

1 項 土木管理費

(△印は減)(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	112,001	△1,288	110,713	0	0	0	△1,288

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	59	職員給 3職員手当等 △673 (59)
4 共済費	△674	扶養手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金 4共済費 職員共済組合負担金 △198 11 373 46 △72 △101 (△674) △674

8 款 土木費

4 項 港湾費

1 港湾管理費	8,908	1,474	10,382				1,474
計	8,908	1,474	10,382	0	0	0	1,474

14 工事請負費	1,474	●港湾施設維持管理費(建設課) 14工事請負費 港湾施設整備工事(町単) 1,474 (1,474)
----------	-------	--

8 款 土木費

5 項 都市計画費

1 都市計画総務費	25,768	307	26,075				307
-----------	--------	-----	--------	--	--	--	-----

2 給料	13	●職員給与費 2給料 (13)
3 職員手当等	287	職員給 3職員手当等 (287)
4 共済費	7	扶養手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金 4共済費 職員共済組合負担金 △78 35 154 46 128 2 (7) 7

8 款 土木費

8款 土木費
5項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
計	38,375	307	38,682	0	0	0	307

9款 消防費
1項 消防費

4 災害対策費	58,194	76	58,270				76
計	487,748	76	487,824	0	0	0	76

10款 教育費
1項 教育総務費

2 事務局費	121,480	△8,968	112,512				△8,968
計	189,058	△8,968	180,090	0	0	0	△8,968

10款 教育費
2項 小学校費

1 学校管理費	76,376	7,159	83,535		800		6,359
					町債		

(△印は減)(単位:千円)

節		説明
区分	金額	

3 職員手当等	76	●職員給与費	76
		3職員手当等	(76)
		休日勤務手当	76

2 給料	△5,237	●職員給与費	△8,968
		2給料	(△5,237)
3 職員手当等	△1,386	職員給	△5,237
		3職員手当等	(△1,386)
4 共済費	△2,345	管理職手当	507
		扶養手当	△198
		住居手当	312
		通勤手当	△170
		期末手当	△749
		勤勉手当	△585
		退職手当組合負担金	△503
		4共済費	(△2,345)
		職員共済組合負担金	△2,345

2 給料	24	●小学校一般管理費(学校教育課)	7,161
		10需用費	(1,293)
3 職員手当等	13	光熱水費	1,293
		11役務費	(580)

9款 消防費 10款 教育費

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 教育振興費	18,987	13,966	32,953				13,966
計	95,363	21,125	116,488	0	800	0	20,325

10款 教育費

3項 中学校費

1 学校管理費	131,386	6,712	138,098				6,712
計	149,102	6,712	155,814	0	0	0	6,712

10款 教育費

4項 社会教育費

1 社会教育総務費	32,297	1,932	34,229				1,932
-----------	--------	-------	--------	--	--	--	-------

(△印は減)(単位:千円)

節		説明	金額
区分	金額		
4 共済費	△39	樹木伐採手数料	580
		14工事請負費	(3,405)
10 需用費	1,293	みさき小学校消防設備取替工事	1,373
		みさき小学校特別支援教室改修工事	2,032
11 役務費	580	17備品購入費	(1,883)
		ろ過装置	1,883
14 工事請負費	3,405	●職員給与費	△2
		2給料	(24)
		職員給	24
		3職員手当等	(13)
		期末手当	13
		4共済費	(△39)
		公立学校共済組合負担金	△39
10 需用費	13,966	●教育振興一般管理費(学校教育課)	13,966
		10需用費	(13,966)
		消耗品費	13,966

12 委託料	6,712	●中学校一般管理費(学校教育課)	6,712
		12委託料	(6,712)
		通学用バス運行業務委託料	6,712

2 給料	437	●二十歳のつどい開催費(社会教育課)	45
		7報償費	(45)
3 職員手当等	1,123	二十歳のつどい運営協力者謝礼	45
		●職員給与費	1,887
4 共済費	327	2給料	(437)

10款 教育費

10款 教育費

4項 社会教育費

(△印は減)(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 公民館費	58,598	△2,355	56,243				△2,355
3 文化財保護費	13,233	202	13,435				202
計	104,128	△221	103,907	0	0	0	△221

節		説明	
区分	金額		
7 報償費	45	職員給	437
		3職員手当等	(1,123)
		通勤手当	34
		時間外勤務手当	424
		期末手当	321
		勤勉手当	278
		退職手当組合負担金	66
		4共済費	(327)
		職員共済組合負担金	327
2 給料	△1,784	●公民館維持管理費(社会教育課)	744
		10需用費	(744)
3 職員手当等	△257	修繕料	744
		●職員給与費	△3,099
4 共済費	△1,058	2給料	(△1,784)
		職員給	△1,784
10 需用費	744	3職員手当等	(△257)
		扶養手当	60
		通勤手当	△8
		期末手当	△46
		勤勉手当	△224
		退職手当組合負担金	△39
		4共済費	(△1,058)
		職員共済組合負担金	△1,058
10 需用費	152	●文化財保護費(社会教育課)	50
		18負担金、補助及び交付金	(50)
18 負担金、補助及び交付金	50	文化財保存事業費補助金	50
		●尾州廻船主内田家維持管理費(社会教育課)	152
		10需用費	(152)
		修繕料	152

10款 教育費

5項 保健体育費

(△印は減)(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
4 給食施設費	172,193	1,644	173,837				1,644
計	222,975	1,644	224,619	0	0	0	1,644

節		説明	金額
区分	金額		
2 給料	697	●職員給与費	1,644
		2給料	(697)
3 職員手当等	640	職員給	697
		3職員手当等	(640)
4 共済費	307	扶養手当	△14
		住居手当	224
		通勤手当	△95
		期末手当	273
		勤勉手当	147
		退職手当組合負担金	105
		4共済費	(307)
		職員共済組合負担金	307

11款 災害復旧費

1項 農林水産施設災害復旧費

1 農業用施設 災害復旧費	1	0	1		400 町債		△400
2 漁港施設災 害復旧費	22,259	0	22,259	11,595 国庫支出金			△11,595
計	22,260	0	22,260	11,595	400	0	△11,995

		財源更正
		財源更正

11款 災害復旧費

2項 公共土木施設災害復旧費

1 道路橋りよ う施設災害 復旧費	1	0	1		4,100 町債		△4,100
計	9,684	0	9,684	0	4,100	0	△4,100

		財源更正
--	--	------

補正予算給与費明細書

一般会計

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長等	2	16,488	5,607	5,093	27,188	2,747	29,935	町長給料月額 771,000円 副町長給料月額 603,000円 通勤手当 170,000円 退職手当組合 負担金 4,923,000円
	議員	12	36,048		12,257	48,305	11,067	59,372	3.40
	その他の 特別職	636	29,200	6,636	2,257	1,244	39,337	1,845	41,182
	計	650	65,248	23,124	20,121	6,337	114,830	15,659	130,489
補正前	長等	2	16,488	5,441	5,023	26,952	2,773	29,725	町長給料月額 771,000円 副町長給料月額 603,000円 通勤手当 100,000円 退職手当組合 負担金 4,923,000円
	議員	12	36,048		11,896	47,944	11,067	59,011	3.30
	その他の 特別職	636	29,200	6,636	2,190	1,244	39,270	1,830	41,100
	計	650	65,248	23,124	19,527	6,267	114,166	15,670	129,836
比較	長等			166	70	236	△ 26	210	
	議員			361		361		361	
	その他の 特別職			67		67	15	82	
	計			594	70	664	△ 11	653	

備考 1 「長等」とは、町長及び副町長をいい、「その他の特別職」とは、教育長、非常勤特別職（選挙長・
投票票管理者・立会人を含む。）及び統計調査員をいう。

2 「備考」欄には、町長及び副町長の給料月額及び「その他の手当」の内容を掲げた。

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	188 (162)	172,826	653,557	515,049	1,341,432	227,840	1,569,272	
補正前	194 (163)	172,726	670,763	510,765	1,354,254	228,140	1,582,394	
比較	△ 6 (△ 1)	100	△ 17,206	4,284	△ 12,822	△ 300	△ 13,122	

備考（ ）内は短時間勤務職員数について外書き

区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	25,171	13,397	9,313	19,025	100
補正前	24,025	13,536	8,263	19,225	100
比較	1,146	△ 139	1,050	△ 200	0
区分	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
補正後	59,106	691	1,242	170,758	115,618
補正前	60,061	550	1,242	168,877	113,342
比較	△ 955	141	0	1,881	2,276
区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
補正後	98,408	2,220			
補正前	99,031	2,513			
比較	△ 623	△ 293			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	188 (8)		653,557	483,269	1,136,826	204,337	1,341,163	
補正前	194 (9)		670,763	478,985	1,149,748	204,637	1,354,385	
比 較	△ 6 (△ 1)		△ 17,206	4,284	△ 12,922	△ 300	△ 13,222	

備考()内は再任用短時間勤務職員数について外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (154)	172,826		31,780	204,606	23,503	228,109	
補正前	0 (154)	172,726		31,780	204,506	23,503	228,009	
比 較	0 (0)	100		0	100	0	100	

備考()内は短時間勤務職員数について外書き

職員手当 の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後	25,171	13,397	9,313	19,025	100
	補正前	24,025	13,536	8,263	19,225	100
	比 較	1,146	△ 139	1,050	△ 200	0
の 内 訳	区 分	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	59,106	691	1,242	138,978	115,618
	補正前	60,061	550	1,242	137,097	113,342
	比 較	△ 955	141	0	1,881	2,276
の 内 訳	区 分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	補正後	98,408	2,220			
	補正前	99,031	2,513			
	比 較	△ 623	△ 293			

職員手当 の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
の 内 訳	区 分	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後				31,780	
	補正前				31,780	
	比 較				0	
の 内 訳	区 分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	補正後					
	補正前					
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 17,206	給与改定に伴う増減分	給与改定所要額 9,658千円	給与改定の状況 給料の改定率1.53% 給与改定実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	△ 26,864	職員異動等による減分 △ 26,864千円
職 員 手 当	4,284	制度改正に伴う増減分	時間外勤務手当 531千円 休日勤務手当 2千円 期末手当 2,067千円 勤勉手当 4,107千円 退職手当組合負担金 1,531千円	期末手当支給率 2.40月→2.45月 勤勉手当支給率 2.00月→2.05月
		その他の増減分	△ 3,954	管理職手当 1,146千円 扶養手当 △ 139千円 住居手当 1,050千円 通勤手当 △ 200千円 時間外勤務手当 △ 1,486千円 休日勤務手当 139千円 管理職員特別勤務手当 △ 293千円 期末手当 △ 186千円 勤勉手当 △ 1,831千円 退職手当組合負担金 △ 2,154千円

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
令和5年12月1日現在	298,555	347,043	203,767	216,821
	38.7		52.3	
令和5年4月1日現在	292,492	338,972	196,008	206,007
	39.2		52.5	

備考 この欄の「平均給与月額」とは、給料及び職員手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当組合負担金を除く。)をいう。

イ 初任給

区 分	一般行政職 (円)	国 の 制 度	
		一般行政職 (円)	
高 校 卒	170,900	166,600	
大 学 卒	202,400	196,200	

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年12月1日現在	1級	26	14.9	1級	8	66.7
	2級	63	36.0	2級	4	33.3
	3級	18	10.3			
	4級	28	16.0			
	5級	17	9.7			
	6級	10	5.7			
	7級	9	5.1			
	8級	4	2.3			
	計	175	100.0	計	12	100.0
令和5年4月1日現在	1級	27	15.2	1級	8	66.7
	2級	63	35.4	2級	4	33.3
	3級	19	10.7			
	4級	29	16.3			
	5級	17	9.5			
	6級	10	5.6			
	7級	9	5.1			
	8級	4	2.2			
	計	178	100.0	計	12	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	職 員	上級職員	主 査 主任保育士	係 長 主 査 保育所長代理 主任保育士	主 幹 保育所長	課 長 主 幹 保育所長	部 長 次 長 課 長	部 長

エ 昇給

区 分		合 計	代表的な職種		
			一般行政職	技能労務職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	190	178	12	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	155	147	8	
	号給数別内訳	1号給 (人)	6	5	1
		2号給 (人)	5	3	2
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	105	100	5
		6号給 (人)	39	39	
		8号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	81.6	82.6	66.7		
補正前	職 員 数 (A) (人)	194	182	12	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	162	152	10	
	号給数別内訳	1号給 (人)	6	5	1
		2号給 (人)			
		3号給 (人)	8	7	1
		4号給 (人)	109	103	6
		6号給 (人)	39	37	2
		8号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	83.5	83.5	83.3		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)
	6月(月分)	12月(月分)	
補正後	2.200 (1.150)	2.300 (1.200)	4.50 (2.35)
補正前	2.200 (1.150)	2.200 (1.150)	4.40 (2.30)

備考 () 内は再任用職員の支給率

カ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種 一般行政職
給料総額に対する比率 (%)	0.02	0.02
支給対象職員の比率 (%) (令和5年12月1日現在)	6.63	7.07
代表的な特殊勤務手当の名称	防災手当、用地等交渉手当	

キ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての令和4年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書
(追加)

事 項	限 度 額	令和4年度末までの支出(見込)額	
		期 間	金 額
放課後児童健全育成事業 自動車運転業務委託事業	1,144		
南知多中学校通学用バス 借上げ及び運行業務委託 事業	51,025		
南知多中学校通学用バス 運転業務委託事業	8,184		
南知多中学校通学用福祉車 両運転業務委託事業	2,376		
内海小学校通学用バス運転 業務委託事業	3,564		
豊浜小学校通学用バス運転 業務委託事業	3,564		
みさき小学校通学用バス運 転業務委託事業	10,692		
離島中学生通学輸送業務委 託事業	4,491		
離島中学生通学用船舶借 上業務事業	3,369		
中学生交流促進高速船無償 化委託事業	2,281		
学校給食配送業務委託事業	5,280		

(単位：千円)

令和5年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
令和6年度	限度額に同じ	346			798
令和6年度	限度額に同じ	22,244			28,781
令和6年度	限度額に同じ				8,184
令和6年度	限度額に同じ				2,376
令和6年度	限度額に同じ				3,564
令和6年度	限度額に同じ				3,564
令和6年度	限度額に同じ				10,692
令和6年度	限度額に同じ				4,491
令和6年度	限度額に同じ				3,369
令和6年度	限度額に同じ				2,281
令和6年度	限度額に同じ				5,280

地方債の令和3年度末及び令和4年度末における現在高
並びに令和5年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位：千円)

区 分	令和3年度末 現在高	令和4年度末 現在高	令和5年度中増減見込				令和5年度末現在高見込額		
			令和5年度中起債見込額			元 金 償 還 見 込 額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
			補正前の額	補 正 額	補正後の額				
1 普通債	3,744,890	3,577,286	138,500	△ 23,100	115,400	371,366	3,344,420	△ 23,100	3,321,320
(1) 総務	173,555	158,294	25,100	△ 23,900	1,200	15,889	167,505	△ 23,900	143,605
(2) 民生	136,700	141,300				17,086	124,214		124,214
(3) 衛生	2,600	2,600					2,600		2,600
(4) 農林水産	587,538	581,524	61,800		61,800	78,361	564,963		564,963
(5) 商工	73,900	76,870				5,556	71,314		71,314
(6) 土木	176,451	184,081	35,800		35,800	25,273	194,608		194,608
(7) 消防	626,417	579,528	10,600		10,600	62,417	527,711		527,711
(8) 教育	1,967,729	1,853,089	5,200	800	6,000	166,784	1,691,505	800	1,692,305
2 災害復旧債	49,936	58,665	21,300	4,500	25,800	6,314	73,651	4,500	78,151
(1) 農林水産	2,254	1,725		400	400	312	1,413	400	1,813
(2) 土木	47,599	56,940	21,300	4,100	25,400	6,002	72,238	4,100	76,338
(3) 教育	83								
3 その他	3,659,482	3,319,236	48,714		48,714	346,462	3,021,488		3,021,488
(1) 町民税減税 補てん債	22,967	14,825				6,271	8,554		8,554
(2) 臨時財政 対策債	3,636,515	3,304,411	48,714		48,714	340,191	3,012,934		3,012,934
合 計	7,454,308	6,955,187	208,514	△ 18,600	189,914	724,142	6,439,559	△ 18,600	6,420,959

議案第 6 2 号

令和 5 年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 4 6 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 0 7 6, 8 7 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		321,251	2,463	323,714
	2 基金繰入金	21,959	2,463	24,422
歳入合計		2,074,413	2,463	2,076,876

令和5年度南知多町介護保険特別会計

歳出

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		93,577	2,463	96,040
	3 包括的支援事業・任意事業費	55,172	2,463	57,635
歳出合計		2,074,413	2,463	2,076,876

補正予算(第2号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款
6 繰入金
歳入合計

(△印は減)(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
321,251	2,463	323,714
2,074,413	2,463	2,076,876

歳出

款	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費	93,577	2,463	96,040
歳出合計	2,074,413	2,463	2,076,876

(△印は減)(単位:千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特 定 財 源	その他		
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			2,463
			2,463

2 歳 入

6 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	21,959	2,463	24,422
計	21,959	2,463	24,422

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 介護給付費準備基金繰入金	2,463	介護給付費準備基金繰入金 2,463

3 歳 出

3 款 地域支援事業費

3 項 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 包括的支援事業費	47,166	2,463	49,629				2,463
計	55,172	2,463	57,635	0	0	0	2,463

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給料	1,354	●職員給与費 2,463 2給料 (1,354)
3 職員手当等	681	職員給 1,354 3職員手当等 (681)
4 共済費	428	扶養手当 198 通勤手当 △131 時間外勤務手当 28 休日勤務手当 5 期末手当 279 勤勉手当 99 退職手当組合負担金 203 4共済費 (428) 職員共済組合負担金 428

補正予算給与費明細書

1 一般職

介護保険特別会計

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	5 (9)	6,679	16,100	11,264	34,043	5,823	39,866	
補正前	5 (9)	6,679	14,746	10,583	32,008	5,395	37,403	
比較	0 (0)	0	1,354	681	2,035	428	2,463	

備考 ()内は短時間勤務職員数について外書き

職員手当	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後		198	192	365	
	補正前			192	496	
	比較		198	0	△ 131	

の内訳	区分	時間外勤 務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	1,102	5		4,423	2,564
	補正前	1,074			4,144	2,465
	比較	28	5		279	99

の内訳	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	2,415	
	補正前	2,212	
	比較	203	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	5		16,100	10,078	26,178	4,718	30,896	
補正前	5		14,746	9,397	24,143	4,290	28,433	
比較	0		1,354	681	2,035	428	2,463	

職員手当	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後		198	192	365	
	補正前			192	496	
	比較		198	0	△ 131	

の内訳	区分	時間外勤 務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	1,102	5		3,237	2,564
	補正前	1,074			2,958	2,465
	比較	28	5		279	99

の内訳	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	2,415	
	補正前	2,212	
	比較	203	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (9)	6,679		1,186	7,865	1,105	8,970	
補正前	0 (9)	6,679		1,186	7,865	1,105	8,970	
比 較	0 (0)	0		0	0	0	0	

備考()内は短時間勤務職員数について外書き

職員手当 の内訳	区分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
の内訳	区分	時間外勤 務手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後				1,186	
	補正前				1,186	
	比 較				0	
の内訳	区分	退職手当組合 負担金 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)			
	補正後					
	補正前					
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	1,354	給与改定に伴う増減分	302	給与改定所要額 302千円	給与改定の状況 給料の改定率1.90% 給与改定実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	1,052	職員異動等による増分 1,052千円	
職 員 手 当	681	制度改正に伴う増減分	306	時間外勤務手当 18千円 期末手当 128千円 勤勉手当 115千円 退職手当組合負担金 45千円	期末手当支給率 2.40月→2.45月 勤勉手当支給率 2.00月→2.05月
		その他の増減分	375	扶養手当 198千円 通勤手当 △131千円 時間外勤務手当 10千円 休日勤務手当 5千円 期末手当 151千円 勤勉手当 △16千円 退職手当組合負担金 158千円	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一 般 行 政 職	
	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)
令和5年12月1日現在	268,320	299,350
	平均年齢 (歳)	41.1
	平均給料月額 (円)	263,300
令和5年4月1日現在	290,853	40.4
	平均給与月額 (円)	
	平均年齢 (歳)	

備考 この欄の「平均給与月額」とは、給料及び職員手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当組合負担金を除く。)をいう。

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	国 の 制 度
		一 般 行 政 職 (円)
高 校 卒	170,900	166,600
大 学 卒	202,400	196,200

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年12月1日現在	1級	1	20.0
	2級	3	60.0
	3級		
	4級	1	20.0
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
	計	5	100.0
令和5年4月1日現在	1級	1	20.0
	2級	3	60.0
	3級		
	4級	1	20.0
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
	計	5	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般行政職	職員	上級職員	主査	係長 主査	主幹	課長 主幹	課長	部長 次長

エ 昇給

区 分	職員数 (A) (人)	昇給に係る職員数 (B) (人)	合計	代表的な職種	
				一般行政職	
補正後			5	5	
			4	4	
	号給数別内訳	1号給 (人)	1	1	
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	3	3	
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比率 (B) / (A) (%)		80.0	80.0	
補正前			5	5	
			4	4	
	号給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	3	3	
		6号給 (人)	1	1	
		8号給 (人)			
	比率 (B) / (A) (%)		80.0	80.0	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.200	2.300	4.50	有	
補正前	2.200	2.200	4.40	有	

カ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

議案第 6 3 号

令和 5 年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 7 8 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 4, 6 4 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 6 日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		1,000	1,787	2,787
	1 繰越金	1,000	1,787	2,787
歳入合計		102,862	1,787	104,649

令和5年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計

歳出

(△印は減)(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		13,501	467	13,968
	1 総務管理費	13,501	467	13,968
2 施設管理費		23,561	1,320	24,881
	1 施設管理費	23,561	1,320	24,881
歳出合計		102,862	1,787	104,649

補正予算(第1号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款
3 繰越金
歳入合計

(△印は減)(単位:千円)

補正前の額	補正額	計
1,000	1,787	2,787
102,862	1,787	104,649

歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	13,501	467	13,968
2 施設管理費	23,561	1,320	24,881
歳出合計	102,862	1,787	104,649

(△印は減)(単位:千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			467
			1,320
			1,787

2 歳 入

3 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1,000	1,787	2,787
計	1,000	1,787	2,787

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 繰越金	1,787	繰越金	1,787

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	13,501	467	13,968				467
計	13,501	467	13,968	0	0	0	467

(△印は減)(単位:千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金、利子及び割引料	467	●一般管理費	467
		22償還金、利子及び割引料	(467)
		消費税及び地方消費税	467

2 款 施設管理費

1 項 施設管理費

1 維持管理費	23,561	1,320	24,881				1,320
計	23,561	1,320	24,881	0	0	0	1,320

14 工事請負費	1,320	●維持管理費	1,320
		14工事請負費	(1,320)

議案第64号

令和5年度南知多町水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度南知多町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出				
	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	水道事業費用	692,104千円	23千円	692,127千円
第1項	営業費用	658,539千円	20千円	658,559千円
第2項	営業外費用	30,364千円	3千円	30,367千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「219,270千円」を「218,593千円」に改め、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,607千円、過年度分損益勘定留保資金32,809千円、当年度分損益勘定留保資金147,854千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,606千円、過年度分損益勘定留保資金33,137千円、当年度分損益勘定留保資金146,850千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出				
	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	資本的支出	265,236千円	△677千円	264,559千円
第1項	建設改良費	148,178千円	△677千円	147,501千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第5条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1)職員給与費	58,045千円	△657千円	57,388千円

令和 5年12月 6日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

令和5年度南知多町水道事業会計

補正予算（第2号）に関する説明書

令和5年度南知多町水道事業会計補正予算実施計画

収益の収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	水道事業費用		692,104	23	692,127	
	1	営業費用	658,539	20	658,559	
		1 配水及び給水費	368,927	△ 505	368,422	
		3 総係費	53,988	525	54,513	
	2	営業外費用	30,364	3	30,367	
		2 消費税及び地方消費税	12,094	3	12,097	

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	資本的支出		265,236	△ 677	264,559	
	1	建設改良費	148,178	△ 677	147,501	
		1 配水設備新設改良費	147,867	△ 677	147,190	

令和5年度南知多町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	10,521
	減価償却費	232,864
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	225
	賞与等引当金の増減額 (△は減少)	20
	長期前受金戻入額	△ 81,664
	資本費繰入収益	△ 62,101
	受取利息及び受取配当金	△ 40
	支払利息	18,270
	固定資産除却費	2,479
	未収金の増減額 (△は増加)	55,067
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 17,512
	破産更生債権等の増減額 (△は増加)	△ 103
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	50
	その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 3,357
	小計	154,719
	利息及び配当金の受取額	40
	利息の支払額	△ 18,270
	業務活動によるキャッシュ・フロー	136,489
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 135,418
	有形固定資産の売却による収入	2
	国庫補助金等による収入	17,408
	一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	71,536
	工事負担金の受入による収入	11,557
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 34,915
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 117,058
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 117,058
	資金増加額(又は減少額)	△ 15,484
	資金期首残高	656,611
	資金期末残高	641,127

補正予算給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後		8		28,243	20,429	48,672	8,716	57,388
補正前		8		28,532	20,811	49,343	8,702	58,045
比較		0		△ 289	△ 382	△ 671	14	△ 657

(単位：千円)

手当の内訳	区分	管理職 手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤 務手当
	補正後	638	908	252	810	2,164
	補正前	1,145	944	588	836	1,765
	比較	△ 507	△ 36	△ 336	△ 26	399
	区分	休日勤務 手当	期末手当	勤勉手当	退職手当 組合負担金	管理職員特 別勤務手当
	補正後	70	6,178	5,115	4,261	33
	補正前	70	6,081	5,068	4,281	33
比較	0	97	47	△ 20	0	

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 289	給与改定に伴う 増減分 352	給与改定所要額 352千円	給与改定の状況 給料の改定率1.25% 給与改定実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分 △ 641	職員異動等によ る減分 △ 641千円	
手当	△ 382	制度改正に伴う 増減分 522	時間外勤務手当 17千円 期末手当 197千円 勤勉手当 255千円 退職手当組合負担金 53千円	期末手当支給率 2.40月→2.45月 勤勉手当支給率 2.00月→2.05月
		その他の増減分 △ 904	管理職手当 △ 507千円 扶養手当 △ 36千円 住居手当 △ 336千円 通勤手当 △ 26千円 時間外勤務手当 382千円 期末手当 △ 100千円 勤勉手当 △ 208千円 退職手当組合負担金 △ 73千円	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

	区分	企業職
	令和5年12月1日現在	平均給料月額 (円)
平均給与月額 (円)		343,472
平均年齢 (歳)		40.5
令和5年4月1日現在	平均給料月額 (円)	292,138
	平均給与月額 (円)	329,182
	平均年齢 (歳)	39.9

備考 この欄の「平均給与月額」とは、給料及び手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当組合負担金を除く。）をいう。

(2) 初任給

区分	企業職 (円)	一般会計の制度	
		一般行政職 (円)	
高校卒	170,900	170,900	
大学卒	202,400	202,400	

(3) 級別職員数

区分	企業職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年12月1日現在	1級	1	12.5
	2級	4	50.0
	3級		
	4級	2	25.0
	5級		
	6級	1	12.5
	7級		
	計	8	100.0
令和5年4月1日現在	1級	1	12.5
	2級	4	50.0
	3級		
	4級	2	25.0
	5級		
	6級	1	12.5
	7級		
	計	8	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
企業職	職員	上級職員	主査	係長 主査	主幹	課長 主幹	部長 次長 課長	部長

(4) 昇給

区分		合計	企業職	
補正後	職員数 (A) (人)	8	8	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	7	7	
	昇給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	6	6
		6号給 (人)	1	1
8号給 (人)				
比率 (B) / (A) (%)		87.5	87.5	
補正前	職員数 (A) (人)	8	8	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	6	6	
	昇給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	4	4
		6号給 (人)	2	2
		8号給 (人)		
	比率 (B) / (A) (%)		75.0	75.0

(5) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)
	6月 (月分)	12月 (月分)	
補正後	2.200	2.300	4.50
補正前	2.200	2.200	4.40

(6) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同
扶養手当	同
住居手当	同
通勤手当	同

令和5年度南知多町水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		
1 固定資産		
(1) 有形固定資産		
イ 土地	88,890	
ロ 建物	201,839	
減価償却累計額	△ 132,014	69,825
ハ 構築物	9,830,100	
減価償却累計額	△ 5,106,464	4,723,636
ニ 機械及び装置	1,539,512	
減価償却累計額	△ 1,299,173	240,339
ホ 量水器	35,712	
減価償却累計額	△ 15,412	20,300
ヘ 車両及び運搬具	4,529	
減価償却累計額	△ 3,964	565
ト 工具器具及び備品	24,691	
減価償却累計額	△ 22,012	2,679
チ 建設仮勘定	24,034	
有形固定資産合計		5,170,268
(2) 投資その他の資産		
イ 破産更生債権等	15,429	
貸倒引当金	△ 15,429	0
投資その他の資産合計		0
固定資産合計		5,170,268
2 流動資産		
(1) 現金預金		641,127
(2) 未収金	133,788	
貸倒引当金	△ 925	132,863
(3) 貯蔵品		3,093
(4) その他流動資産		0
流動資産合計		777,083
資 産 合 計		<u>5,947,351</u>

負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,185,009		
企業債合計		1,185,009	
固定負債合計			1,185,009
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	114,220		
企業債合計		114,220	
(2) 未払金		30,310	
(3) 引当金			
イ 賞与等引当金	4,362		
引当金合計		4,362	
(4) その他流動資産		0	
流動負債合計			148,892
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 受贈財産評価額	136,619		
収益化累計額	△ 102,462	34,157	
ロ 工事負担金	1,839,205		
収益化累計額	△ 1,240,292	598,913	
ハ 国庫補助金	707,933		
収益化累計額	△ 359,940	347,993	
ニ 県補助金	845,649		
収益化累計額	△ 487,184	358,465	
ホ 町補助金	644,718		
収益化累計額	△ 265,403	379,315	
(2) 建設仮勘定長期前受金			
イ 工事負担金		2,800	
繰延収益合計			1,721,643
負債合計			<u>3,055,544</u>

		資 本 の 部	
6	資 本 金		2,390,122
7	剰 余 金		
(1)	資本剰余金		
イ	受贈財産評価額	6,362	
	資本剰余金合計		6,362
(2)	利益剰余金		
イ	減債積立金	16,637	
ロ	建設改良積立金	326,444	
ハ	当年度未処分利益剰余金	152,242	
	利益剰余金合計		495,323
	剰 余 金 合 計		501,685
	資 本 合 計		2,891,807
	負債資本合計		<u>5,947,351</u>

注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
建物	12～50年
構築物	10～80年
機械及び装置	6～20年
車両及び運搬具	2～7年
工具器具及び備品	2～20年

(2) 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、退職手当負担に関する覚書に基づき、毎事業年度支払う一定の負担金（一般負担金）を除き一般会計がその全額を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、「南知多町水道事業の離島の水道事業に関する経費負担等の確認書」に基づき、他会計が負担すると見込まれる額は、731,088千円である。

3 セグメント情報の開示

水道事業単一のセグメントのため、記載を省略している。

4 リース契約により使用する固定資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	30千円
1年超	0千円
計	30千円

令和5年度

5 引当金の取崩し

(1) 賞与等引当金の取崩し

当年度において、職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費を支給することとなったため、賞与等引当金4,342千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金の取崩し

不納欠損471千円に充てるため、貸倒引当金471千円を取り崩した。

南知多町水道事業会計補正予算明細書(第2号)

令和5年度水道事業会計補正予算事項別明細書

収益の収入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	水道事業費用		692,104	23	692,127
	1	営業費用	658,539	20	658,559
		1 配水及び給水費	368,927	△ 505	368,422
		3 総係費	53,988	525	54,513
	2	営業外費用	30,364	3	30,367
		2 消費税及び地方消費税	12,094	3	12,097

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1	給料	△ 149	職員 2人 △ 149
2	手当等	△ 336	扶養手当 △ 78 住居手当 △ 336 通勤手当 35 期末手当 21 勤勉手当 45 職員退職手当組合負担金 △ 23
5	法定福利費	△ 20	職員共済組合負担金 △ 20
1	給料	△ 195	職員 4人 △ 195
2	手当等	551	扶養手当 360 通勤手当 △ 50 時間外勤務手当 26 期末手当 143 勤勉手当 78 職員退職手当組合負担金 △ 6
5	法定福利費	169	職員共済組合負担金 169
2 6	消費税及び地方消費税	3	消費税及び地方消費税 3

資本的收入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	資本的支出		265,236	△ 677	264,559
	1	建設改良費	148,178	△ 677	147,501
		1 配水設備新 設改良費	147,867	△ 677	147,190

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1	給料	55	職員 3人 55
2	手当等	△ 597	管理職手当 △ 507 扶養手当 △ 318 通勤手当 △ 11 時間外勤務手当 373 期末手当 △ 67 勤勉手当 △ 76 職員退職手当組合負担金 9
5	法定福利費	△ 135	職員共済組合負担金 △ 135

議案第65号

令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）	
第1款 漁業集落排水事業収益	135,631 千円	2,748 千円	138,379 千円	
第2項 営業外収益	104,828 千円	2,748 千円	107,576 千円	
支 出				
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）	
第1款 漁業集落排水事業費用	139,902 千円	△1,262 千円	138,640 千円	
第1項 営業費用	134,168 千円	△1,262 千円	132,906 千円	

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）	
第1款 資本的収入	65,807 千円	△10,952 千円	54,855 千円	
第4項 補助金	35,098 千円	△14,040 千円	21,058 千円	
第5項 他会計出資金	17,000 千円	3,088 千円	20,088 千円	

（特例的収入及び支出）

第4条 予算第4条の2中「5,245千円」を「5,448千円」に、「16,727千円」を「17,495千円」に改める。

令和 5年12月 6日提出

南知多町長 石 黒 和 彦

令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計

補正予算（第1号）に関する説明書

令和5年度南知多町漁業集落排水事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	漁業集落排水事業収益		135,631	2,748	138,379	
		2 営業外収益	104,828	2,748	107,576	主たる営業活動以外から生ずる収益
		1 他会計補助金	34,885	10,952	45,837	汚水処理事業費用に対する一般会計繰入金
		6 長期前受金戻入	69,456	△ 8,204	61,252	補助金等長期前受金戻入

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1	漁業集落排水事業費用		139,902	△ 1,262	138,640		
		1 営業費用	134,168	△ 1,262	132,906	主たる営業活動に必要な費用	
			1 管渠費	4,312	2,295	6,607	管渠の維持管理に要する費用
			3 総係費	17,926	△ 3,557	14,369	事業活動全般に関する費用及び使用料の調定、収納その他の業務に要する費用

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1	資本的収入		65,807	△ 10,952	54,855		
		4 補助金		35,098	△ 14,040	21,058	
			3 他会計補助金	14,139	△ 14,040	99	資本的支出の財源を補助するための一般会計繰入金
		5 他会計出資金		17,000	3,088	20,088	
			1 他会計出資金	17,000	3,088	20,088	出資目的の一般会計繰入金

令和6年度南知多町漁業集落排水事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 2,201
減価償却費	72,203
賞与引当金の増減額 (△は減少)	916
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	423
固定資産除却費	5,198
長期前受金戻入額	△ 61,252
支払利息	3,718
未収金の増減額 (△は増加)	△ 467
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 202
未払金の増減額 (△は減少)	△ 5,019
小計	13,317
利息の支払額	△ 3,718
業務活動によるキャッシュ・フロー	9,599

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 31,607
国庫補助金等による収入	19,054
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	90
分担金による収入	190
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,273

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	13,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 25,527
その他の企業債による収入	2,200
その他の企業債の償還による支出	△ 925
他会計からの出資による収入	20,088
基金取崩しによる収入	7,024
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,360

資金増加額(又は減少額)	13,686
資金期首残高	16,413
資金期末残高	30,099

補正予算給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費	合計
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後		1 (1)		5,370	2,435	7,805	1,378	9,183
補正前		2 (0)		6,220	4,504	10,724	2,023	12,747
比較		△1 (1)		△ 850	△ 2,069	△ 2,919	△ 645	△ 3,564

備考 ()内は再任用短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
	補正後				51
補正前		120		120	212
比較		△ 120		△ 69	114

区分	休日勤務手当	期末手当	勤勉手当	退職手当 組合負担金	管理職員特別勤務手当
	補正後	10	911	609	495
補正前	10	1,678	1,398	933	33
比較	0	△ 767	△ 789	△ 438	0

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 850	給与改定に伴う増減分 40	給与改定所要額 40千円	給与改定の状況 給料の改定率0.74% 給与改定実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分 △ 890	職員異動等による減分 △ 890千円	
手当	△ 2,069	制度改正に伴う増減分 36	時間外勤務手当 1千円 期末手当 25千円 勤勉手当 5千円 退職手当組合負担金 5千円	勤勉手当支給率 2.40月→2.45月 勤勉手当支給率 2.00月→2.05月
		その他の増減分 △ 2,105	扶養手当 △ 120千円 通勤手当 △ 69千円 時間外勤務手当 113千円 期末手当 △ 792千円 勤勉手当 △ 794千円 退職手当組合負担金 △ 443千円	

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区分	企業職
令和5年12月1日現在	平均給料月額 (円) 274,500
	平均給与月額 (円) 288,500
	平均年齢 (歳) 51.9
令和5年4月1日現在	平均給料月額 (円) 272,000
	平均給与月額 (円) 281,396
	平均年齢 (歳) 51.3

備考 この欄の「平均給与月額」とは、給料及び手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当組合負担金を除く。)をいう。

(2) 初任給

区分	企業職 (円)	一般会計の制度	
		一般行政職 (円)	
高校卒	170,900	170,900	
大学卒	202,400	202,400	

(3) 級別職員数

区分	企業職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年12月1日現在	1級		
	2級	1	100.0
	3級		
	4級		
	5級		
	6級		
	7級		
	計	1	100.0
令和5年4月1日現在	1級		
	2級	1	100.0
	3級		
	4級		
	5級		
	6級		
	7級		
	計	1	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
企業職	職員	上級職員	主査	係長 主査	主幹	課長 主幹	部長 次長 課長	部長

(4) 昇給

区分		合計	企業職	
補正後	職員数 (A) (人)	1	1	
	昇給に係る職員数 (B) (人)			
	昇給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)		
		6号給 (人)		
8号給 (人)				
比率 (B) / (A) (%)				
補正前	職員数 (A) (人)	2	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	2	
	昇給数別内訳	1号給 (人)		
		2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	1	1
		6号給 (人)	1	1
		8号給 (人)		
	比率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0	

(5) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)
	6月 (月分)	12月 (月分)	
補正後	2.200 (1.150)	2.300 (1.200)	4.50 (2.35)
補正前	2.200 (1.150)	2.200 (1.150)	4.40 (2.30)

備考 () 内は再任用短時間勤務職員の支給率

(6) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同
扶養手当	同
住居手当	同
通勤手当	同

令和6年度南知多町漁業集落排水事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

		(単位：千円)	
		資 産 の 部	
1	固定資産		
(1)	有形固定資産		
イ	土地	139,020	
ロ	建物	53,363	
	減価償却累計額	<u>△ 2,632</u>	50,731
ハ	構築物	1,037,581	
	減価償却累計額	<u>△ 33,584</u>	1,003,997
ニ	機械及び装置	194,709	
	減価償却累計額	<u>△ 35,762</u>	158,947
ホ	工具器具及び備品	2,420	
	減価償却累計額	<u>△ 224</u>	2,196
	有形固定資産合計		1,354,891
(2)	投資その他の資産		
イ	基金	0	
ロ	破産更生債権等	1	
	貸倒引当金	<u>△ 1</u>	
	投資その他の資産合計		0
	固定資産合計		<u>1,354,891</u>
2	流動資産		
(1)	現金預金		30,099
(2)	未収金	5,914	
	貸倒引当金	<u>△ 422</u>	5,492
(3)	その他流動資産		202
	流動資産合計		35,793
	資 産 合 計		<u>1,390,684</u>

負 債 の 部

3	固定負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	187,235	
ロ	その他の企業債	<u>18,150</u>	
	企業債合計		205,385
	固定負債合計		205,385
4	流動負債		
(1)	企業債		
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	27,723	
ロ	その他の企業債	<u>925</u>	
	企業債合計		28,648
(2)	未払金		12,476
(3)	引当金		
イ	賞与等引当金	<u>916</u>	
	引当金合計		916
(4)	その他流動資産		0
	流動負債合計		42,040
5	繰延収益		
(1)	長期前受金	1,003,686	
	長期前受金収益化累計額	<u>△ 61,252</u>	
	繰延収益合計		942,434
	負債合計		<u>1,189,859</u>

	資 本 の 部	
6 資 本 金		68,374
7 剰 余 金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	121,779	
ロ 分担金	6	
ハ 国庫補助金	8,029	
ニ 県補助金	3,848	
ホ 一般会計補助金	990	
ヘ 一般会計負担金	0	
資本剰余金合計	134,652	
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 繰越利益剰余金年度末残高	0	
ハ 建設改良積立金	0	
ニ 当年度未処理欠損金	2,201	
利益剰余金合計	△ 2,201	
剰余金合計		132,451
資 本 合 計		200,825
負債資本合計		1,390,684

注記

1 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	
・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
建物	10～38年
構築物	35～50年
機械及び装置	10～20年
工具器具及び備品	5～10年

(2) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当は、退職手当負担に関する覚書に基づき、毎事業年度支払う一定の負担金（一般負担金）を除き一般会計がその全額を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与等引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及び当該支給に係る法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、234,034千円である。

3 セグメント情報の開示

漁業集落排水事業単一のセグメントのため、記載を省略している。

令和 5 年 度

南知多町漁業集落排水事業会計予算明細書（第 1 号）

令和5年度漁業集落排水事業会計補正予算事項別明細書

収益の収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 漁業集落排水事業収益			135,631	2,748	138,379
	2 営業外収益		104,828	2,748	107,576
		1 他会計補助金	34,885	10,952	45,837
		6 長期前受金戻入	69,456	△ 8,204	61,252

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 一般会計補助金	10,952	一般会計補助金（不課税）	10,952
5 一般会計補助金	△ 8,204	一般会計補助金	△ 8,204

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 漁業集落排水事業費用			139,902	△ 1,262	138,640
	1 営業費用		134,168	△ 1,262	132,906
		1 管渠費	4,312	2,295	6,607
		3 総係費	17,926	△ 3,557	14,369

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 5 修繕費	2,295	修繕料	2,295
1 給料	△ 850	職員2人	△ 850
2 手当等	△ 1,299	扶養手当	△ 120
		通勤手当	△ 69
		時間外勤務手当	114
		期末手当	△ 347
		勤勉手当	△ 439
		職員退職手当組合負担金	△ 438
3 賞与等引当金繰入額	△ 916	賞与引当金繰入額	△ 770
		法定福利費引当金繰入額	△ 146
5 法定福利費	△ 499	職員共済組合負担金	△ 778
		再任用職員社会保険料	244
		再任用職員雇用保険料	35
2 2 会費及び負担金	7	日本下水道協会負担金	7

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入			65,807	△ 10,952	54,855
	4 補助金		35,098	△ 14,040	21,058
		3 他会計補助金	14,139	△ 14,040	99
	5 他会計出資金		17,000	3,088	20,088
		3 他会計出資金	17,000	3,088	20,088

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 一般会計補助金	△ 14,040	一般会計補助金（不課税）	△ 14,040
1 一般会計出資金	3,088	一般会計出資金	3,088

令和5年第8回南知多町議会定例会

請 願 一 覧 表

令和5年12月

受付番号 ----- 受付月日	件名・請願者等	紹介 議員	付託 委員会
5 ----- 11.22	「介護保険制度の改善を求める意見書」の提出を求 める請願 *****	内田 保	文教厚生

令和 5 年 第 8 回 南 知 多 町 議 会 定 例 会			
請 願 文 書 表			
受理日	令和 5 年 1 1 月 2 2 日	紹 介 議 員	内 田 保
受理番号	請 願 第 5 号		
請 願 者 の 住所・氏名	知多郡南知多町***** *****		
件 名	「介護保険制度の改善を求める意見書」の提出を求める請願		
付託委員会	文教厚生委員会		
<p>(請願理由)</p> <p>介護保険が始まってから 2 3 年。この間 6 5 歳以上加入者の保険料は 2 倍以上、利用者 2 割、3 割負担の導入など国民の負担は増え続け、政府が掲げる「介護離職ゼロ」とは裏腹に介護のための離職者は毎年 1 0 万人以上に及ぶなど、「介護の社会化」とは正反対の状況が続いています。さらに、新型コロナウイルスの感染爆発や物価高騰により、新たな介護弱者が生み出され、介護現場では経営難と深刻な人手不足が続いています。</p> <p>南知多町でも、希望しても介護施設に入れないでいる待機者は 1 3 9 人 (2023 年 7 月現在) にも上っています。</p> <p>今、まさにこのような加入者、利用者、事業者、介護従事者が抱えている困難を解決するために緊急の改善策が求められています。</p> <p>ところが、政府は 2 0 2 4 年 4 月からの第 9 期介護保険事業計画、介護報酬改定に向けて、利用者負担の 2 割負担拡大、老人保健施設での多床室の室料徴収などの利用者負担増計画をすすめ、さらにケアプランの有料化、要介護 1・2 の訪問介護等の総合事業への移行など、いっそうの給付削減、利用者負担増を引き続き検討しようとし</p>			

ており、徹底容認できません。

よって、国においては介護保障を充実するために、次の事項の改善を求め、下記の事項を議会の意見書として採択し、政府・国会（内閣総理大臣・厚生労働大臣・衆参議長等）に提出していただくようお願いいたします。

記

- 1 新たな給付削減・負担増をおこなわず、拡大・軽減すること。
 - ① 利用料の2割負担、3割負担を1割負担に戻すこと。低所得者の利用料減免措置を講じること。
 - ② 老人保健施設での多床室料の徴収、ケアプラン有料化など、これ以上利用者負担増はしないこと。
 - ③ 総合事業に移行した要支援1・2の訪問介護等の「従前相当サービス」を現行の予防給付に戻すこと。要介護者に対象を広げないこと。
 - ④ 2021年8月から実施した補足給付の改定を取りやめ、「資産要件」「配偶者要件」を撤廃すること。補足給付の対象者を認知症グループホーム、介護付き有料老人ホームなど特定施設に拡大すること。
 - ⑤ 訪問看護の回数による届出制限は中止すること。
 - ⑥ 福祉用具貸与を買い取り制度に変更しないこと。
- 2 特別養護老人ホームの入所対象を要介護I以上に戻すこと。
- 3 介護報酬を大幅に引き上げ、介護基盤の維持・向上に務めること。
- 4 公費負担削減のための保険料引き上げをせず、公費をさらに投入して介護保険料を引き下げること。
- 5 以上の制度改善、高齢者の介護保険料負担を軽減するために、保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げること。

以上


令和5年第8回南知多町議会定例会

陳 情 等 一 覧 表

令和5年12月

受付 番号	受付月日	件名・陳情者等	送付委員会
12	10.6	国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護 施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人 員増を求める陳情 ***** *****	文教厚生
13	10.6	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求 める陳情 ***** *****	文教厚生
14	10.20	「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の提出を求め る陳情 ***** *****	文教厚生
15	10.20	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情 ***** *****	文教厚生
16	11.10	設備工事の分離発注について（お願い） ***** *****	総務建設

17	11.22	パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報 開示を求める陳情 ***** *****	文教厚生
----	-------	---	------

合議	議長	局長	係長	書記
				

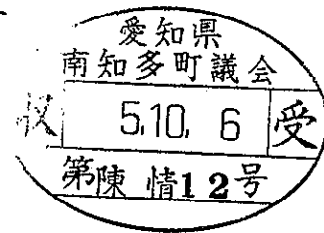
2023年10月5日

南知多町議会

議長 鈴木 浩二 殿



国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で
医療・介護施設への支援を拡充しすべての
ケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書



【陳情趣旨】

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2022年10月からは診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設しました。4年目に突入したコロナ禍において、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民のいのちと健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政府の姿勢に対しては一定の評価をするものです。

しかし賃上げ対象を限定してしまったため、本来、チームワークが強く求められる医療現場や介護現場に差別を持ち込み、不団結を生み出しています。とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数で見れば、17万8千余りある医療施設の内対象は2720施設とわずか1.5%程度に過ぎません。コロナ禍において国民のいのちや健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部に限った施設や職種だけではありません。

更に、40年ぶりの物価高騰を背景に、2023年春闘では、経団連が大幅な賃上げは企業の社会的責務だとし、人材獲得の観点から大幅賃上げを表明する企業や、労使交渉で労働組合の要求に満額で応える大手企業が相次ぎました。政府が「物価上昇を超える賃上げ」を求め、原材料費などのコスト増を価格に転嫁するよう呼び掛けたことも、中小企業の賃上げを後押ししました。

しかし、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々なモノやサービスの値上げを価格転嫁できず、賃上げに必要な財源の確保が困難で、今春闘の賃上げの流れから取り残されています。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、国からの感染症病床の拡充要請に応えるために医療機能を変更してまで体制を整え、その病床が埋まらなかったから補助金返還を強要する対応は本末転倒です。そして、診療報酬・介護報酬・障害報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施するべきです。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、以下要請し、実施を強く求めるものです。

【陳情項目】

- 一、医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。
- 一、すべての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。

以上

国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で 医療・介護施設への支援を拡充しすべての ケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書（案）

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2022年10月からは診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設しました。4年目に突入したコロナ禍において、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民のいのちと健康を守るために奮闘してきたケア労働者に対し、処遇改善の必要性を明言して賃上げ補助を行った政府の姿勢に対しては一定の評価をするものです。

しかし賃上げ対象を限定してしまったため、本来、チームワークが強く求められる医療現場や介護現場に差別を持ち込み、不団結を生み出しています。とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数でみれば、17万8千余りある医療施設の内対象は2720施設とわずか1.5%程度に過ぎません。コロナ禍において国民のいのちや健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部に限った施設や職種だけではありません。

更に、40年ぶりの物価高騰を背景に、2023年春闘では、経団連が大幅な賃上げは企業の社会的責務だとし、人材獲得の観点から大幅賃上げを表明する企業や、労使交渉で労働組合の要求に満額で応える大手企業が相次ぎました。政府が「物価上昇を超える賃上げ」を求め、原材料費などのコスト増を価格に転嫁するよう呼び掛けたことも、中小企業の賃上げを後押ししました。

しかし、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々なモノやサービスの値上げを価格転嫁できず、賃上げに必要な財源の確保が困難で、今春闘の賃上げの流れから取り残されています。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきです。そのためには、医療・介護施設への経済的援助の拡充も必要であり、国からの感染症病床の拡充要請に応えるために医療機能を変更してまで体制を整え、その病床が埋まらなかったから補助金返還を強要する対応は本末転倒です。そして、診療報酬・介護報酬・障害報酬の抜本的な引き上げと同時に患者・利用者負担軽減策も実施するべきです。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、以下要請し、実施を強く求めるものです。

記

- 一、医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。
- 一、すべての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

2023年 10月 5日

南知多町議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

南知多町議会
議長 鈴木 浩二 殿

合議	議長	局長	係長	書記
	鈴木	田中		松本

2023年10月5日

安全・安心の医療・介護実現のため 人員増と処遇改善を求める陳情書

【陳情趣旨】

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。

日本医労連・全大教・自治労連で取り組んだ「2022年看護職員の労働実態調査」結果では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は8割にものぼり、仕事を辞めたい理由（3つまで選択）では、「人手不足で仕事がきつい」6割、「賃金が安い」4割、「思うように休暇が取れない」3割、「夜勤がつらい」2割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2割などと続きました。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。安全・安心の医療・介護の実現のために、下記の事項を要請します。

【陳情項目】

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - ②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担を軽減すること。



以上

安全・安心の医療・介護実現のため 人員増と処遇改善を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。

日本医労連・全大教・自治労連で取り組んだ「2022年看護職員の労働実態調査」結果では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は8割にものぼり、仕事を辞めたい理由（3つまで選択）では、「人手不足で仕事がきつい」6割、「賃金が安い」4割、「思うように休暇が取れない」3割、「夜勤が辛い」2割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2割などと続きました。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減も必要です。安全・安心の医療・介護の実現のために、下記の事項を要請します。

記




1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - ②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

2023年 10月 5日

南知多町議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

合議	議長	局長	係長	書記
				

2023 年 10月 20日

南知多町議会

議長 鈴木 浩二 様

(陳情者)



「現行の健康保険証の存続を求める意見書」の 提出を求める陳情書

【趣旨】

政府は、現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードと一本化することを含んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(マイナンバー法等一部「改正」法)」を成立させ、2024 年秋の保険証廃止に向けて準備を進めています。

健康保険証とマイナンバーカードの一体化については、法案審議の過程やその後の各種調査のなかで様々な問題が明らかになっています。別人情報が紐付け・登録されている事例など、大きな医療事故に繋がりがねない重大なトラブルも続々と報告されており、この様な問題を解決しないまま、現行の健康保険証を廃止することは国民の健康と命を脅かすものです。

問題を解決するのにもっとも有効な方法は、これまで同様、健康保険証は全員に交付した上で、マイナンバーカードの保険証利用は任意とすることです。

つきましては、国に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出することを要請します。

【陳情事項】

国に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出してください。



現行の健康保険証の存続を求める意見書(案)

政府は、2023年の通常国会で、現行の健康保険証を廃止しマイナンバーカードと一本化することを含んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(マイナンバー法等一部「改正」法)」を成立させ、2024年秋の保険証廃止に向けて準備を進めている。

健康保険証とマイナンバーカードの一体化については、法案審議の過程やその後の各種調査で様々な問題が明らかになってきている。別人情報が紐付け・登録されている事例など、命に関わる事故に繋がりがかねない重大なトラブルも続々と報告されている。この様な問題を解決しないまま、2024年秋に現行の健康保険証を廃止することは国民の健康と命を脅かすものである。

愛知県保険医協会が実施した会員アンケート調査(回答数 937 件)では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関 805 件のうち、約 7 割にあたる 565 件が何らかのトラブルを経験している。トラブルの内容として、他人の情報が紐づけられていたケースが 16 件あり、誤紐づけによる投薬・診療情報の取り違えは、命に関わる事故につながりがかねない。機微性の高い医療情報を他人が閲覧できる状態になっていたことは重大な問題である。また、保険資格が確認出来ず、窓口で 10 割負担となったケースが 65 件あり、経済的理由により受診が困難となることも懸念される。

健康保険証の廃止ありきで、マイナンバーカードの代理交付・申請補助や第三者によるマイナンバーカード管理を進めるならば、協力を求められる医療・介護現場には負担と責任が課せられ、人手不足にも拍車がかかる。自治体の窓口でも発行業務に加えて、住民からの相談への対応も迫られており、現場への負荷が大きくなっている。

これらの問題を解決するのにもっとも有効な方法は、これまで同様、健康保険証は全員に交付した上で、マイナンバーカードの保険証利用は任意とすることである。

このため、国においては 2024 年秋以降も現行の健康保険証を存続することを求める。




以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和〇年〇〇月〇〇日

〇〇市町村議会

提出先

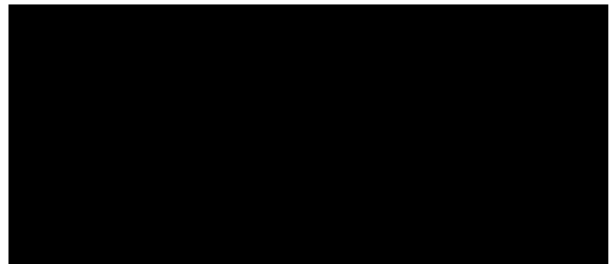
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣 宛

合議	議長	局長	係長	書記
				

2023年10月20日

南知多町議会議長 鈴木 浩二 様

(陳情団体)



介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のくらし福祉の向上にご尽力いただき、ありがとうございます。

この間、私たちが要請させていただいた子ども医療費無料制度、介護保険の住宅改修・福祉用具受領委任払い、障害者控除の認定書発行、国保料の減免制度の拡充、任意予防接種助成、妊産婦健診事業などの諸施策で多大なご尽力をいただき感謝いたします。

一方、コロナ禍で打撃を受けた県民の暮らしや生業は、異常な物価高と円安に加え、各種支援が打ち切られ、貸付の返済が大きな負担になり、深刻になっています。さらに、昨年10月から75歳以上の医療費2倍化、2年連続の年金支給額の引き下げ、介護保険料の引き上げと給付の制限、任意のマイナンバーカードを事実上強制する保険証廃止などの動きが国民の不安を高めています。

来年4月は、医療保険の診療報酬、介護保険の介護報酬、障害福祉サービスの報酬の「トリプル改定」です。こうした報酬改定や現在検討中の「医療計画」、「介護保険事業計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」、「国保運営方針」などに私たちの願いを反映させてください。

そして、いのち・暮らし・社会保障の拡充を最優先し、地域住民のいのちとくらしを守る制度の改善のために以下の陳情項目の実施をお願いいたします。

【陳情項目】

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

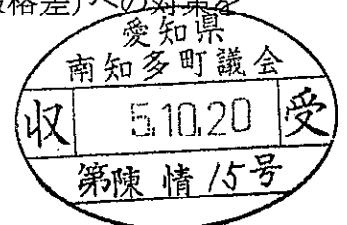
- ①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。
- ②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。
- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。



- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

★(2)介護保険サービス

- ①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。
- ②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。
- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小せず、要件の緩和をしてください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。
- ④多くの高齢者が参加できるよう介護予防に取り組む地域支援事業を充実させてください。その際、「総合事業」を含め、自治体の一般財源を投入して、必要な事業費を確保してください。

(3)基盤整備

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。
- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的にを行い、入所希望者に対して適用してください。

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。
- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。
- ③夜勤体制についての実態調査を実施し、必要に応じて改善できるよう財政支援などの措置を講じてください。

(5)高齢者福祉施策の充実

- ★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。
- ②サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。
- ③高齢者・障害者などの外出支援の施策を充実してください。
- ④住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

- ①2023年6月に成立した「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。
- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施してください。
- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるための無料検診事業を実施してください。

★(7)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を障害者控除の対象としてください。
- ②すべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上の人に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。
- ②保険料(税)の基礎となる所得額の算定にあたって、ひとり親・寡婦・障害者控除の対象者、扶養家族がいる世帯に対して、独自控除を設けてください。

★(2)保険料(税)の減免制度

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を一般会計からの法定外繰入で実施・拡充してください。
- ②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計からの法定外繰入で減免制度を実施・拡充してください。
- ③収入減少を理由とした減免制度を、均等割を含む保険料(税)全額を対象とし、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

(3)傷病手当金

- ①傷病手当金制度を創設してください。

★(4)資格証明書・短期保険証・差押え

- ①資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。
- ②保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。
- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

(5)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。
- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(6)被保険者に対する負担軽減

- ①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。
- ②所得の未申告世帯に対し、所得の簡易申告書送付など所得の申告勧奨を実施してください。

3. 税の徴収、滞納問題への対応

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

4. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

- ★①生活保護の申請は、憲法第25条・生活保護法に基づいて、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を追い返したり、何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。

- ★②生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き、申請しやすいように、住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や広報を強化してください。
- ★③扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。
 - ④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。
 - ⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。
 - ⑥車の使用については、障害があるなど個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。
 - ⑦面接する相談員は、社会福祉士または社会福祉主事の有資格者としてください。また、「福祉専門職」の採用を図り、正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。
 - ⑧単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。
- ②住居確保給付金などの相談件数の増加に対応できるよう職員を増やしてください。相談員は社会福祉士など専門職員を正規職員で配置し、研修を充実してください。
- ③生活福祉資金の特例貸付の償還の免除は、申請がなくても適用できるようにする、適用の範囲を拡大するなど、借り受けた人が再び生活困窮にならないようにしてください。

5. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。
- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。
 - ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。
 - ⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

6. 子育て支援

(1)子どもの権利を守る施策の推進

- ①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定・拡充してください。コロナ禍での「格差と貧困」の拡大進行を踏まえ、必要な見直しを行ってください。
- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。
- ③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。
- ④こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、

必要な体制を整えてください。

- ⑤2022年3月に発表された愛知県ヤングケアラー実態調査の結果を活用し、ヤングケアラーの実態を把握し、複数担当課が連携して必要な福祉サービスに接続できるようにしてください。

(2)就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。
- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。
- ③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

★(3)子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。
- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。

★(4)保育施策の抜本的拡充

- ①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。認可保育所の整備・増設を行ってください。
- ②保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。また、監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。
- ③保育料無償化の対象とされた認可外保育施設等のうち、指導監督基準を下回る施設については、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。
- ④保育士配置基準について、子どものいのちと安全が守られるよう、自治体独自に、公私間の格差なく、抜本的に改善してください。

7. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。
 - ②障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるバリアフリーのグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。
 - ③地域生活支援拠点の整備、短期入所の単独型を整備してください。
 - ④暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。
 - ⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。
- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

8. 予防接種

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種について、自己負担無料の助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の

助成を行ってください。

- ★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の自己負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

9. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。
- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。
- ③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

10. 地域の保健・医療

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。
- ②自治体病院の経営形態の安易な変更は行わないでください。
- ③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。
- ④保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①現行の健康保険証を存続してください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。
- ⑤介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は複数配置ができるよう人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。
- ⑥18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑦小中学校の給食費を無償にしてください。
- ⑧障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。
- ⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上に行ってください。特に職員処遇に対して物価高騰対策として手当を支給してください。

2. 愛知県に対する意見書

(1)子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

(2)国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

(3)地域の医療・介護・福祉について

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してく

ださい。感染症病床を増床し確保してください。

②医療・介護・福祉・保育施設において、感染予防に係る費用の増大分を支援してください。




③ケア労働者に対し、定期的なPCR検査を公費で実施してください。

(4)地域医療介護総合確保基金について

①地域医療介護総合確保基金について、各市町村や事業所からどのような補助制度が必要か意見聴取し、実態に見合った活用ができるようにしてください。

②基金を活用し医療・介護・福祉など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上に行ってください。特に職員処遇に関する手当を支給してください。また、保育分野にもひろげてください。

以上

合議	議長	局長	係長	書記
				

令和5年11月10日

南知多町議会
議長 鈴木 浩二 様

名古屋市

名古屋市

設備工事の分離発注について(お願い)

平素は、格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

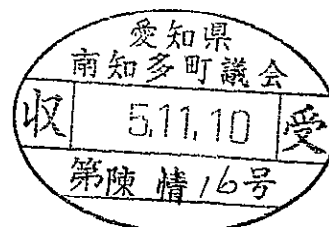
近来、私共の設備工事業は、設備内容の飛躍的な技術の向上に伴い、建築物の性能の発揮・維持に大きな役割を果たしてまいりました。私共は、これを十分に認識すると共に、各社の経営内容の充実と新技術の導入を図り、また現場の安全作業を確保すべく努力しているところであります。

時代の変遷と共に、発注方式がどのように変革されましても、躯体工事と設備工事の分離発注こそが、新技術の採用、設備内容の向上、竣工後の維持管理等に絶対必要であると考えております。

平成23年8月9日閣議決定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」においても、設備工事等に係る分離発注については、その活用に努めることとされており、国土交通省のご指導のもと、私ども設備協会は、分離発注方式の実現に向けて、全国的に運動しているところでございます。

御庁におかれましても、この趣旨をご理解いただき、今後のご発注に際しましては、私共設備専門業者に分離して発注して下さいますようお願い申し上げます。

以上



公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

〔平成23年8月9日〕
閣議決定

国は、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）を次のように定め、これに従い、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）に規定する各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、法第2条第1項に規定する特殊法人等（以下「特殊法人等」という。）は、その主たる業務を遂行するため建設工事を発注することが業務規定から見て明らかであり、かつ、当該主たる業務に係る建設工事の発注を近年実際に行っているものとして公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）第1条に定められているものであるが、適正化指針に定める措置が的確に講じられるよう、所管する大臣は当該特殊法人等を適切に監督するとともに、特殊法人等以外の法人が発注する建設工事についても入札及び契約の適正化を図る観点から、当該法人を所管する大臣又は地方公共団体の長は、法の趣旨を踏まえ、法及び適正化指針の内容に沿った取組を要請するものとする。




観点数の加点調整措置は行わないこととする。地域維持型建設共同企業体については、地域維持事業の担い手確保が困難となるおそれがある場合に活用することとする。とともに、一の発注機関における単体企業と当該企業を構成員とする地域維持型建設共同企業体との同時登録及び同一の構成員を含む経常建設共同企業体と地域維持型建設共同企業体との同時登録は行うことができるものとする。

⑥その他

設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえつつ、その活用に努めるものとする。

履行保証については、各省各庁の長等において、談合を助長するおそれ等の問題のある工事完成保証人制度を廃止するとともに、契約保証金、金銭保証人、履行保証保険等の金銭的保証措置と付保割合の高い履行ボンドによる役務的保証措置を適切に選択するものとする。

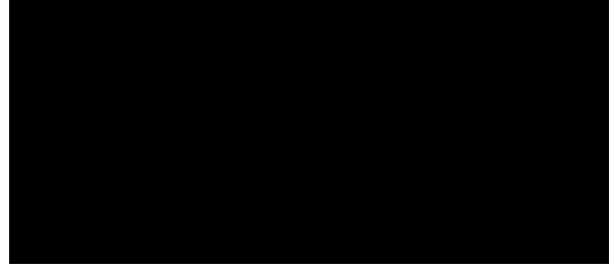
公共工事の入札に際しては、一般に、入札金額のみを提出することとしているが、不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為や適正な施工が見込めないような著しく低価格な受注、いわゆるダンピング受注の防止を図る観点から、各省各庁の長等は、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるよう努めるものとする。

合議	議長	局長	係長	書記
				

パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める陳情

令和5年 11 月 22 日

南知多町議会議長 鈴木 浩二 様



<陳情の趣旨>

世界保健機関(以下「WHO」)では、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO 憲章第21条に基づく国際約束である国際保健規則(IHR2005)(以下「国際保健規則」)を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関する WHO 条約、協定その他の国際文書」(以下「パンデミック条約」)を新しく制定する協議が、令和3年12月の WHO 総会以降の政府間交渉会議(INB)において、同時並行で進められています。

令和6年5月の WHO 総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されています。

現在 WHO のウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、

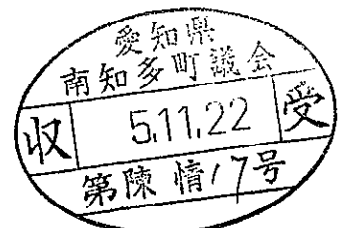
- 加盟国が WHO の勧告に従うことを予め約束し、WHO の勧告に法的拘束力を持たせる
- WHO が国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う
- ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断が WHO の勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的な人権や国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念されます。

また第18条に「虚偽の誤解を招く誤情報または技情報と闘う」という文言があり、WHO や政府の公約見解と整合しないものを一方的に偽情報として言論空間から締め出し、意見・表現の自由が制限されてしまうことが想定されます。しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとはいえない状況にあります。よって、下記の事項を実施するよう国に強く要望する旨の意見書を提出いただきたく、よろしくお願いいたします。

<陳情事項>

- 1 現在 WHO 総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること
- 2 議員、首長、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること
- 3 パンデミック条約及び国際保健規則の改正の内容が、国家主権を超えて、日本国民の自由と人権の尊重を侵害しないようにすること



パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書（案）

世界保健機関（以下「WHO」）では、新型コロナウイルス感染症の経験をふまえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO 憲章第 21 条に基づく国際約束である国際保健規則（IHR2005）（以下「国際保健規則」）を改正するとともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関する WHO 条約、協定その他の国際文書」（以下「パンデミック条約」）を新しく制定する協議が、令和 3 年 12 月の WHO 総会以降の政府間交渉会議（INB）において、同時並行で進められている。令和 6 年 5 月の WHO 総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されている。現在 WHO のウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、

- ・加盟国が WHO の勧告に従うことを予め約束し、WHO の勧告に法的拘束力を持たせる
- ・ WHO が国際的なワクチン配分計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチンの製造や供給を行う
- ・ ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、技術的及び人的な提供等の援助義務を課せられる

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断が WHO の勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害、日本国民の基本的な人権や国民生活に重大な影響を及ぼす可能性があることが懸念される。

また第 18 条に「虚偽の誤解を招く誤情報または技情報と闘う」という文言があり、WHO や政府の公約見解と整合しないものを一方的に偽情報として言論空間から締め出し、意見・表現の自由が制限されてしまうことが想定される。しかし、日本では、これらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとは言い難い状況にある。よって、国におかれては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 現在 WHO 総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること
- 2 議員、首長、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続を早期に開始すること
- 3 パンデミック条約及び国際保健規則の改正の内容が、国家主権を超えて、日本国民の自由と人権の尊重を侵害しないようにすること。

ここに、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 11 月 20 日

南知多町議会議員 鈴木 浩二